

**大阪府文化財保存活用大綱**

**令和２年３月**

**大阪府**

４－３

**序章　大綱策定の経緯と大綱の位置づけ**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**１**

**〈目次〉**

**第１節　策定背景**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**１**

**第２節　大綱の位置づけ**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**１**

**第１章　大阪府の状況**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**２**

**第１節　地理的・歴史的概要**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**２**

　（１）地理的概要

　　（２）歴史的概要

　　（３）歴史的特徴

**第２節　現在の大阪を取り巻く状況**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**９**

　　（１）持続可能な地域づくり

　　（２）大阪の成長飛躍

　　（３）次世代を担う人材の育成

　（４）災害対応力の強化

　　（５）SDGsの達成

**第３節　大阪における文化財の保存・活用の現状と課題**・・・・・・・・・・・・・・・・・**10**

　　（１）文化財の保存

　（２）文化財の活用

　　（３）保存・活用の担い手

　（４）保存・活用にかかる条例・計画

　（５）保存・活用にかかる経費負担

**第２章　めざすべき姿・基本理念**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**19**

**第３章　基本方針**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**21**

**第４章　文化財の保存・活用を図るために講ずる措置**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**29**

**第１節　文化財の保存・活用における役割**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**29**

　　　（１）国

　　　（２）府

　　　（３）市町村

　　　（４）所有者等

**第２節　府が取組む事項**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**30**

　　　（１）市町村・所有者等への支援に関する事項

　　　（２）保存に関する事項

　　　（３）活用に関する事項

（４）人材確保と仕組みづくりに関する事項

**第５章　防災・防犯および災害発生時の対応**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**36**

**第１節　防災・防犯について**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**36**

　　　（１）現状

　　　（２）課題

　　　（３）取組の方向性

**第２節　災害発生時の対応について**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**38**

　　　（１）現状

　　　（２）課題

　　　（３）取組の方向性

**第６章　文化財の保存・活用の推進体制**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**41**

**参考資料**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**43**

４－４

**序章　大綱策定の経緯と大綱の位置づけ**

**第１節　策定背景**

日本社会を取り巻く過疎化、少子高齢化の進行等により、地域の衰退や伝統文化の消滅への懸念が生じている。文化財行政にとって、この状況にどのように対応すべきか喫緊の課題である。

文化財の確実な継承に向けて必要な施策を講じるための文化財保護制度のあり方について、文部科学大臣から諮問を受けた文化審議会は、文化財分科会による検討を経て、「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」という答申を出した（平成29年12月8日）。

この答申を踏まえ、地域社会総がかりで文化財を継承していくため、文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力強化を図ることを目的に、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下、「法」という。）が改正、施行された（公布：平成30年6月８日、施行：平成31年4月1日）。

大阪府教育庁は、上記の法改正、および文化庁により示された指針[[1]](#footnote-1))を踏まえ、大阪を取り巻く状況にも鑑み、大阪の文化財における諸課題に対応し、めざすべき姿や施策の方向性を示すため、大阪府文化財保存活用大綱（以下、「本大綱」という。）をここに策定する。

**第２節　大綱の位置づけ**

本大綱は法第183条の２第１項に基づく法定計画である。また大阪府が定めた都市計画、景観、都市魅力、防災等の所管部局の計画と整合を図り策定されたものである（図１）。

【都市計画】

【景観】

【防災】

【都市魅力】

【文化振興】

【教育】

※矢印は相互に整合性があることを示す

教育庁

大阪府地域防災計画

都市景観ビジョン・大阪（H31.1）

大阪都市魅力創造戦略2020（H28.11）

第4次大阪府文化振興計画（H28.11）

大阪府国土利用計画（第５次）（H29.3）

都市計画区域マスタープラン（H23.3・H25.3）

大阪府教育振興

基本計画

**大阪府文化財**

**保存活用大綱**

**図１　大綱と主な行政計画との関係**

また府内市町村においては、本大綱を勘案して法第183条の３第１項に基づき文化財の保存・活用に関する総合的な計画である文化財保存活用地域計画を策定することが望ましい。

なお本大綱は、社会状況の変化等により必要に応じて見直すものとする。

４－５

**第１章　大阪府の状況**

**第１節　地理的・歴史的概要**

**（１）地理的概要**

大阪は西を大阪湾、北・東・南を山地に囲まれ、これらの山地間から大阪湾にむかって多数の河川が流れる。大阪中央部には淀川、大和川によって形成された、近畿地方最大の平野である大阪平野が広がる。これらの河川は大阪と京都、奈良をつなぎ、また大阪湾は中・四国、九州を経て朝鮮半島・中国大陸と大阪をつないでいる。

このような地理的特性は、大阪を原始・古代から交通の要衝として人、モノ、情報が集まる１つの空間として機能させた。

淀川以北の大阪の北部は、北摂山地から高槻丘陵や千里丘陵などの丘陵地が派生し、これらの山地や丘陵部を淵源として芥川、安威川、神崎川、千里川などの河川が流れている。また淀川に沿って低地部が広がっている。

大阪の中央部は、大阪湾に沿って上町台地が南北に伸び、その西側の海浜部には砂州や海成の低地が発達している。また上町台地の東側には、1704年に大和川が現河道へ付け替えられるまでは、石川との合流点付近から幾筋もの河川が分かれて流れ込んでいた。縄文時代には海岸線が現在の大阪平野まで入り込んでいたため、河内湾と呼ばれる地形であったが、これらの河川や淀川などによる土砂の堆積が進んだことにより、水域がしだいに大阪湾と隔てられ、古墳時代には河内湖へと変遷した。その後も土砂の堆積などによって水域は次第に狭くなっていくが、中世でもなお現在の深北緑地（大東市・寝屋川市）周辺を中心に水域（深野池）が残る地形環境であった。大和川の付け替え以降は陸化がさらに進み、現在は沖積低地である大阪平野が広がっている。大阪平野の東側は、生駒山地が南北に連なっており、その北側は枚方丘陵などの丘陵部が広がっている。

現在の大和川以南の大阪南部は、金剛、葛城、和泉山地から派生した富田林丘陵や泉北丘陵などの丘陵や段丘面を成す台地が広範囲にみられる。和泉山地からは大津川や津田川などの河川が大阪湾に流れ、また金剛・葛城山地からは石川が北流し大和川に流入している。

大阪府内には、豊能・三島・北河内・中河内・南河内・泉北・泉南という旧郡単位の地域区分があり、これらは生活面、文化面でも地域的なまとまりとして機能している。上記の地理的な特徴は、このような地域の形成において１つの重要な要素でもあった。

**（２）歴史的概要**

　本項では大阪の歴史について、国指定、国登録、府指定等の文化財に触れつつ概略を述べる。

**旧石器時代**

大阪府域における人間活動は旧石器時代に遡る。石器素材となるサヌカイトの産地である二上山が近く、国府遺跡（国史跡・藤井寺市）の調査により判明した瀬戸内技法による国府型ナイフ形石器が後期旧石器時代の標準型式として西日本に広く分布している。

４－６

**縄文時代**

　　府内には早期～晩期まで各時期の遺跡が認められるが、特に後期から遺跡が増加する。

大阪府内における主要な縄文時代遺跡として、国府遺跡（国史跡・藤井寺市）があげられる。国府台地上に立地する遺跡で、前期を中心に100体以上の埋葬人骨が発見されており、当時の習俗を知るうえで重要な遺跡である。

台地上の遺跡の他に河内湾周辺では森の宮遺跡（大阪市）や日下貝塚（国史跡・東大阪市）で貝塚が形成された。日下貝塚では、晩期の埋葬人骨が複数発見されている。

**弥生時代**

近畿地方において水田稲作をいち早く始めた集落である安満遺跡（国史跡・高槻市）は、弥生時代前期を代表する環濠集落である。また池上曽根遺跡（国史跡・泉大津市・和泉市）は、中期を代表する拠点的な環濠集落で、特に集落中心部から大型掘立柱建物と径２mを超えるクスノキを刳り貫いた井戸が発見されており、集落の構造や祭祀のあり方など弥生時代の理解には欠かすことのできない遺跡である。

弥生時代の祭祀に用いられた銅鐸は、下田遺跡出土銅鐸（府指定・堺市）や原田神社の流水文銅鐸（府指定・豊中市）など、府内で複数の出土例がある。東奈良遺跡では原田神社の銅鐸を作製した鋳型をはじめ、銅戈、勾玉等の鋳型が出土している（国重要文化財・茨木市）。

**古墳時代**

古墳時代前期から府内各地で前方後円墳を中心に古墳が築造された。国史跡では禁野車塚古墳（枚方市）、松岳山古墳（柏原市）、和泉黄金塚古墳（和泉市）、摩湯山古墳（岸和田市）などがある。

倭の五王の時代、中期には前方後円墳が最も巨大化するとともに、墳形と規模の格差が顕著になる。いずれも国史跡である百舌鳥古墳群（堺市）と古市古墳群（羽曳野市・藤井寺市）は、大王クラスの巨大前方後円墳から十数メートルの方墳、円墳まで、その階層性を最もよく示す代表例として世界遺産に登録されている。構成資産である誉田丸山古墳（羽曳野市）から出土したとされる２点の金銅製透彫鞍金具は国宝に指定されており、また八島塚古墳と中山塚古墳（ともに藤井寺市）の間の濠から出土した大小２点の修羅と梃子棒は国の重要文化財に指定されている。

この他中期には、各地で大型の古墳が築造された。国史跡では心合寺山古墳（八尾市）、西陵古墳（岬町）、大塚古墳（豊中市）などがある。

中期以降には古墳以外にも生産を担った重要な遺跡が認められる。埴輪生産では新池埴輪製作遺跡（国史跡・高槻市）や誉田白鳥埴輪製作遺跡（国史跡・羽曳野市）があり、また朝鮮半島からもたらされた新たな技術による須恵器を生産した遺跡として、陶邑窯跡群（府史跡高蔵寺73号窯跡（堺市））がある。陶邑窯跡群の出土品は国の重要文化財に指定されている。

後期には、今城塚古墳（国史跡・高槻市）のような大王墓級の前方後円墳が築造される一方で、高安千塚古墳群（国史跡・八尾市）、一須賀古墳群（国史跡・太子町・河南町）のような群集墳が築かれるほか、高井田横穴（国史跡・柏原市）など特徴的な墓制も認められる。

４－７

**飛鳥時代**

仏教の伝来により府内各地に寺院が建立された。聖徳太子の創建とされる四天王寺（大阪市）をはじめ、新堂廃寺跡（富田林市）、河内寺廃寺跡（東大阪市）、野中寺旧伽藍跡（羽曳野市）、高宮廃寺跡（寝屋川市）などが国史跡に指定されている。また野中寺の弥勒菩薩半跏像（国重要文化財）は台座に刻銘があり、仏像名と製作年代が分かる貴重な事例である。

７世紀の中頃、飛鳥から難波に都が移された。難波宮跡（国史跡・大阪市）の発掘調査では、前期難波宮の時期に中軸線に対して掘立柱建物が左右対称に整然と配置されることや、建物には瓦が使われていないこと、また全域に火災の痕跡が認められることなどが明らかとなっている。調査の所見から、当該期の遺構は内裏や朝堂院などの構造をもつ本格的な宮殿であり、『日本書紀』に記述のある孝徳朝に造営された難波長柄豊碕宮と考えられている。

**奈良・平安時代**

現在の大阪府は、律令制下ではいわゆる「摂河泉」とよばれる摂津、河内、和泉の三国に分かれていた。

奈良の平城京を都とした後、聖武天皇は難波宮（後期難波宮：国史跡・大阪市）の再興に力を入れ、天平16（744）年には勅命をもって都とした。難波の地は平城京の外港的性格をもち、遣唐使船の航行など対外交流の玄関口、また物流拠点として重要な役割を担っていたため、副都とされていた。翌年には紫香楽宮を経て再び平城京に戻るが、難波は引き続き重要な役割を担った。

鎮護国家を目的とした国家仏教のもと各国に国分寺、国分尼寺が整備された一方で、行基によって民衆のための布教活動とともに、大野寺（国史跡「土塔」・堺市）、久米田寺（府史跡・岸和田市）などの寺院が建立され、また狭山池（国史跡・大阪狭山市）、久米田池（府史跡名勝・岸和田市）などため池の整備も行われ耕地開発が進展した。

この他府内には、百済王氏一族による百済寺（国特別史跡・枚方市）、孝謙天皇が難波宮行幸の際に立ち寄ったとされる智識寺（府史跡）、鳥坂寺（国史跡）など柏原市内所在のいわゆる「河内六寺」、泉南市の海会寺跡（国史跡）など多数の寺院が建立された。

奈良時代の仏像では、葛井寺（藤井寺市）の千手観音坐像が府内で唯一の脱活乾漆像であり国宝に指定されている。

聖武天皇の没後、孝謙天皇は重祚して称徳天皇となり、その後ろ盾を得て法王の地位を得た道鏡により、出身地である弓削に由義寺（国史跡・八尾市）が整備されたほか、平城京に対して「西京」と呼ばれた由義宮が造営された。

延暦３（784）年に、桓武天皇によって長岡京への遷都が進められると、平城京や難波宮の建物が解体され長岡京で再利用された。延暦13（794）年には長岡京から平安京に遷都され、これにより副都難波宮は廃止となり、政治的な地位が相対的に低下することとなった。

聖武天皇の難波宮整備や桓武天皇の平安京整備では、吹田市の千里丘陵に所在する七尾瓦窯跡、吉志部瓦窯跡（ともに国史跡、吉志部瓦窯跡工房跡は府史跡）で瓦が生産され供給されていた。

平安時代には寺社や摂関家などにより府内でも多くの荘園が経営された。千里丘陵一帯では摂関家の牧として「垂水牧」が営まれ、その一部である「垂水西牧」では目代（荘官）として当地の管理を務めた今西氏の屋敷地が中世、近世を通じて今日まで継承されており、国史跡に指定されている（「春日大社南郷目代今西氏屋敷」・豊中市）。

４－８

11世紀に入ると、石川荘を拠点とし羽曳野市の通法寺（国史跡）や壷井八幡宮（府史跡）を建立したとされる源頼義をはじめとする河内源氏や、淀川水運の権益を掌握した渡辺党などの武士が台頭した。各地で開発を進めて拠点を形成し、主に京の権門に個別に仕えた。

また院政期には熊野詣が流行した。参詣者が淀川の渡辺津、四天王寺をへて熊野街道沿いの各王子を経由したことにより、その路次にあたる四天王寺や住吉大社は大いににぎわった。

**鎌倉・室町時代・戦国時代**

源平争乱が終わり政局が安定すると、王朝貴族による熊野詣や四天王寺詣が再び始まった。鎌倉幕府を開いた源頼朝も上洛した際に四天王寺詣を行っており、誉田八幡宮（羽曳野市）には神輿を寄進したと伝えられている（国宝「塵地螺鈿金銅装神輿」）。その後、後鳥羽上皇も熊野詣や四天王寺詣を盛んに行うとともに、離宮である水無瀬殿を整備し頻繁に行幸した。水無瀬神宮（島本町）に収められた、後鳥羽天皇像や直筆の書状（「後鳥羽天皇宸翰御手印置文」）は国宝に指定されている。

平安時代後期から鎌倉時代にかけては、各地で職能分化も見られるようになった。河内国丹南郡を中心とする地域では鋳物師集団が居住しており、その高度な鋳造技術により各国の寺社の梵鐘や鰐口などを鋳造していた。

14世紀に入り、後醍醐天皇により討幕の動きが起こると幕府によって封じられ、隠岐に配流されると、楠木正成は赤坂城や千早城（いずれも国史跡・千早赤阪村）で挙兵して幕府軍と戦った。それに呼応した新田義貞や足利尊氏らの戦いにより鎌倉幕府は滅び、後醍醐天皇による建武政権となる。その後、北朝を擁する足利尊氏と後醍醐天皇による南朝の争いが続くことになり、大阪府内でも石津（現在の堺市内）、天王寺、住吉（現在の大阪市内）、四條畷（現在の四條畷市内）など各地が主戦場となった。争いは60年以上におよび、室町幕府3代将軍足利義満により、ようやく両朝合体が合意された（元中９・明徳３（1392）年）。

南北朝期に戦乱の地となった南河内地域では、府内でも多くの城館や砦が築かれた。この地域は京と高野山を結ぶ交通の要衝であり、高野山参詣により観心寺、金剛寺（いずれも国史跡・河内長野市）などが戦国期にかけて隆盛した。鎌倉時代に属する金剛寺金堂（国重要文化財）、室町時代前期に属する観心寺金堂（国宝）などをはじめ、河内長野市には府内でも国宝、重要文化財が多数所在する。

室町期以降、和泉は大内氏ののち細川氏（半国守護）、摂津では細川氏、河内では畠山氏が守護職となった。15世紀半ば、河内守護の畠山氏の家督争いを契機として内紛がおこり、将軍家、山名氏、細川管領家などを巻き込んで、長期にわたる激しい争いとなった（応仁・文明の乱）。

九条家領であった泉佐野市にある日根荘（国史跡・重要文化的景観）は、13世紀頃から開発が進められた荘園で、南北朝、室町時代を通じて守護や国人の介入によりその経営が脅かされていた。16世紀初頭、領主の九条政基は日根荘に下向し直務支配を行った。その様子は詳細な記録（政基公旅引付）から知ることができるとともに、現地には中世に由来する景観が今日にも残されている。

15世紀から16世紀にかけては、府内において一向宗による寺内町が多数形成された。すでに15世紀初頭に久宝寺（八尾市）に道場が作られており、15世紀後半には蓮如が河内出口（枚方市）に道場を建立し、富田（高槻市）でも寺内町が形成された。16世紀に入ると蓮如が整備した大阪坊舎を、証如が大坂本願寺として整備し、貝塚（国重要文化財「願泉寺」）、富田林（国重要文化財「富田林興正寺別院」、重要伝統的建造物群保存地区）でも寺内町が形成され、大坂本願寺を頂点に各地の一向宗は大きな勢力となった。

４－９

また堺は中世都市としてめざましい発展をとげた。南朝、北朝の双方から重要な地点とみなされ、室町時代には和泉の守護所がおかれた。南北朝の頃から手工業、商業が発達し、室町、戦国期を通じて一層発展を遂げた。遣明船の発着地として国内外の物資が集積し、貿易の拠点として繁栄するとともに、納屋衆や会合衆と呼ばれる豪商たちによる自治を発達させた。三好元長に擁された足利義維（堺公方）の滞在時には政治的にも重要な位置を占めた。また武野紹鴎、千利休、今井宗久などの茶人を輩出し文化的にも繁栄した。

元長の長子である三好長慶は、天文18（1549）年に細川晴元方を破って権力を握ると、芥川山城（高槻市）などを居城とし貴族や寺社に裁許を下すなど、将軍家の後ろ盾を得て摂津を中心に山城・丹波・和泉・阿波などを支配下においた。永禄3（1560）年に居城を芥川山城から飯盛城（大東市・四條畷市）に移して以降はその勢力が最も拡大し、河内や大和も領国化して近畿一円を支配するようになった。

この頃、キリスト宣教師による布教により、河内を中心に長慶の家臣など多くの者が洗礼を受けた。特に飯盛城周辺の大東市三箇や四條畷市岡山には、長慶の擁護もあり教会が建設された。四條畷市の千光寺跡からは、キリシタンであった田原城主の田原礼幡の墓碑が出土している（府有形文化財）。天正９（1581）年の銘が刻印されており、現在確認されている我が国最古のキリシタン墓碑である。またキリシタン大名であった高槻城主の高山右近の領地内では、戦国期から江戸時代にかけての数百年間、キリシタンに対する厳しい弾圧の中でも信仰が守られ続け、特に茨木市の千提寺や下音羽などの地区では、聖フランシスコ・ザビエル像（国重要文化財・神戸市立博物館蔵）などキリシタンに関連する資料が数多く伝えられてきた。その一部は府の有形文化財に指定されている（「紙本著色マリア十五玄義図」等・茨木市）。

永禄７（1564）年の長慶の没後は、三好三人衆、三好義継、松永久秀による覇権争いが生じたが、永禄11（1568）年に織田信長が将軍足利義昭をともなって上洛し、幕府再興と畿内統治に関与した。信長は将軍との間に確執が生じると義昭を退け、また天正元（1573）年には若江城（東大阪市）で三好義継を破ると河内を支配下においた。

天正8（1580）年、石山合戦の講和により本願寺顕如が大坂を去ると、信長は天下布武の基礎を固めたが明智光秀の謀反により本能寺において自害した。その後、信長を継承した羽柴（豊臣）秀吉は大坂本願寺旧地において大坂城（国特別史跡・大阪市）の建設にとりかかり、本丸、二の丸を完成させ、さらには惣構を普請し三の丸を整備した。新たに開かれた城下には計画的な街区として船場が建設されるなどした。

秀吉は大坂城を拠点とし、強大な勢力であった泉南・紀北の根来衆・雑賀宗を攻略し、また薩摩の島津氏、相模の北条氏などを降伏させてほぼ天下を統一したが、朝鮮出兵の失敗を挽回できないまま死去した。

４－10

**江戸時代**

秀吉の死後、関ヶ原の戦いにより石田三成を破った徳川家康は江戸に幕府を開くと、覇権は豊臣氏から徳川氏に移り、秀吉の後継者である豊臣秀頼は摂津・河内・和泉の三国を領国とする一大名となった。しかし依然として畿内の社寺や豊臣恩顧の大名の支持は厚く、財力も豊富であったため徳川方にとっては引き続き脅威であった。

徳川家康の進言により豊臣秀頼は各地の社寺の造営や修復を行う中、京都方広寺の鐘銘に端を発した慶長19（1614）年の大坂冬の陣、翌年の夏の陣により豊臣氏は滅亡した。

秀頼によって造営、修復された寺社は府内に多く、片埜神社本殿（枚方市）、叡福寺聖霊殿（太子町）、泉穴師神社本殿（泉大津市）などが国の重要文化財に指定されており、日根神社本殿（泉佐野市）などが府の有形文化財に指定されている。

その後、大坂は幕府の直轄地として戦乱により離散した町人を呼び戻し、大坂城（国特別史跡・大阪市）の再建をはじめ、堀川の掘削や居住地整備などが進められた。とくに堀川の整備は、後に「水の都」と呼ばれた大阪の原型となるもので、安治川口の港湾整備とともに水上交通を発達させ、大坂を物流の一大拠点とならしめた。多数の堀川と橋の景観は「八百八橋」とも言われた。

また菱垣廻船、樽廻船、北前船が大坂に寄港して物流が活発になり、摂河泉の木綿、油などを扱う問屋、諸藩の年貢米や特産物を置く蔵屋敷、また堂島米市場、天満青物市場、雑喉場魚市場が開かれて、後に「天下の台所」と呼ばれる経済の拠点となった。

これらの主役であった大坂町人は、蓄積した富により独自の文化の担い手となった。浄瑠璃作家の近松門左衛門などにより文芸がおこり、竹本義太夫による人形浄瑠璃の竹本座の旗揚げは、後の人形浄瑠璃文楽（国重要無形文化財、ユネスコ無形文化遺産）につながり、大坂歌舞伎などを含め、上方文化が隆盛した。

木村蒹葭堂、山片蟠桃など学問・研究を行う町人も登場し、また懐徳堂など町人の支援で多数の学塾が開かれ、多くの人材を輩出した。また天保年間には緒方洪庵によって適塾（国重要文化財・国史跡）が開かれた。なお木村蒹葭堂が収集した奇石や貝類標本は府の有形文化財となっており（「木村蒹葭堂貝石標本」・大阪市）、谷文晁筆の肖像画は国の重要文化財となっている。また天文暦学者の間重富の資料も国の重要文化財である（「間重富関係資料」・大阪市）。

現在の大阪府域内には大藩がおかれず、幕府直轄地、旗本知行地、藩領などによる入組支配となっており、城下町として存続したのは高槻と岸和田（いずれも城跡は府史跡）であった。

元禄17（宝永元、1704）年、それまで石川の合流点から現在の河内平野に幾筋もの流路に分かれていた大和川を、現河道に付け替える工事がなされた。付け替えによって鴻池新田（会所跡は国重要文化財・国史跡）などの新田が生まれ、水田のほか畑作物の栽培も盛んになった。中河内地域から平野郷周辺では木綿栽培が盛んになり、また北河内から淀川をはさんで摂津側は菜種の栽培が盛んとなり、いずれも大坂の問屋を通じて各地に出荷された。

大坂の周辺は街道沿いに宿場、市場が整備され、それらを中心ににぎわいをみせた。京街道の枚方宿、西国街道の郡山宿（国史跡・茨木市）などが整備され、紀州街道の助松（国登録文化財「田中家住宅」・泉大津市）には紀伊徳川家の小休所の本陣が、また願泉寺を中心とする貝塚寺内町にも、紀伊徳川氏の参勤交代時の本陣がおかれた。

４－11

中世に寺内町として栄えた富田林、八尾、久宝寺、大ヶ塚などは在郷町として、長野は観心寺、金剛寺などの門前町や宿場町として、また池田は酒造など北摂の中心的な商工業都市として栄えた。

江戸時代後期になると度重なる凶荒や飢饉などにより、大坂を中心とした取引の系統が守られず、相対的に大坂の地位が低下し始めた。飢饉等で困窮する民衆の不満は解消せず、天保8（1837）年には大坂東町奉行所与力の大塩平八郎による反乱が起こった。加えて諸外国による開国圧力により、幕藩体制の存続に異を唱える世情が大きくなっていった。

ペリーの浦賀来航、ロシアのプチャーチンの大阪湾来航なども影響し、幕末には外国船の侵入に対応するため、天保山や堺に台場が置かれたほか、淀川には楠葉台場（国史跡・枚方市）などが置かれた。

尊王攘夷運動が過激化する中、攘夷を決行しようとした長州藩は、逆に京都から追放され、幕府方の追討を受けた。この時の幕府方は大坂城を中心に多数が長期滞在し、市民生活を圧迫した。これを機に大坂とその周辺で大規模な打ちこわしが起こり、さらにはええじゃないか騒ぎが起こる。また鳥羽・伏見の戦いにより大坂は混乱を極めた。

**明治・大正**

明治政府は日本の近代化を急ぎ、欧米諸国の技術者等の指導の下、例えば堺燈台（国史跡・堺市）、造幣局（国史跡・大阪市）、舎密局（府史跡・大阪市）、造兵司（のちの大阪砲兵工廠）など、多くの先進技術の導入を図った。

工業の発達も目覚ましく、府内各地で大規模な紡績・紡織工場が創業し、明治20年代後半には「東洋のマンチェスター」と呼ばれるようになった。

また家内工業の生産も盛んになり、例えば江戸時代後期から続く堺の手織緞通（府無形民俗・堺市）など、府内各地で地場産業が発達した。

明治36年の内国勧業博覧会の開催も契機として、大阪の市街地整備が進み、中央公会堂、中之島図書館（いずれも国重要文化財・大阪市）など近代的な建物や施設が増えた。また築港や河川改修など都市基盤の整備も行われた。淀川の氾濫を防ぐために放水路が整備され、水位調節のため毛馬閘門が設けられた（国重要文化財・大阪市）。

大阪を中心とした都市の発達には、鉄道網の整備が大きく貢献している。民間敷設の鉄道網が整備され、さらに郊外には住宅地の開発が進められた。

大正14年には、大阪市の市域拡張が行われ、東京市を抜いて人口が200万を超える日本一の都市となり「大大阪」と呼ばれるようになった。

**昭和**

大阪市内では御堂筋の拡張や地下鉄の建設など、「大大阪」にふさわしい都市インフラの整備がさらに進められた。大江橋や淀屋橋は現在、国の重要文化財に指定されている。また大正期から戦前にかけて船場を中心に企業ビルなどが多数建てられた。国重要文化財である綿業会館をはじめ大阪の近代化を伝える建築物として多くが国の登録文化財になっている。昭和6（1931）年には大阪のシンボルとして市民の寄付により大阪城天守閣が再建された（国登録文化財）。

戦中は大阪市内などが空襲を受け、文化財建造物などの焼失も多数みられた。

終戦を経て戦後の復興とともに、大阪周辺の市街地化が進み、人口増加と住宅不足に対応するため、千里や泉北などのニュータウン建設が進められた。

４－12

昭和30年代以降の高度経済成長を続ける日本にあって、昭和45（1970）年の大阪万博の開催はそのピークを象徴する催しであった。大阪万博の開催から約50年が経過しようとする今日、1970年代の大阪を代表するものが文化財保護の射程に入ってきている。

**（３）歴史的特徴**

大阪は原始・古代以来現代にいたるまで、多くの人、モノ、情報が集まる地理的特徴を素地として、わが国の歴史の主要な舞台となり重要な役割を果たしてきた。

国内はもとより、東アジアやヨーロッパにも通じ、新たな文物を受け入れる玄関口としても機能した。また受け入れた人、モノ、情報をうまく混合させ、各時代において政治、文化、経済の中心的な地域であったことにより、多様性に富み、特徴的、先進的な歴史的事象を多く生み出してきた。またそれを物語る各時代の代表的な文化財が途切れることなく残されている。

**第２節　現在の大阪を取り巻く状況**

本節では、近年の大阪を取り巻く状況を概観しておく。

**（１）持続可能な地域づくり**

大阪府においても人口減少は地域の維持にとって大きな課題である。2045年には2015年比で府内人口は約15％減、生産年齢人口においては約26％減、高齢者人口は約36％を占めると見込まれている[[2]](#footnote-2))。このため、人口減少社会の中で、地域力の維持、持続可能な地域づくりを可能とするために、全員参画社会の実現をめざした多方面での施策が実施されている。

**（２）大阪の成長飛躍**

大阪では、1970年の大阪万博時期をピークに長期的な地位低下傾向に陥り、その後バブル崩壊や2008年のリーマンショック等により打撃を受けたが、電子部品等を中心とした製造業の生産やインバウンド需要の増加等により、大阪経済は2016年秋頃から緩やかに回復した[[3]](#footnote-3)）。特にインバウンドは、2011年の158万人に対し、2018年には約7倍となる1142万人を突破し、インバウンド消費を起点とした経済効果も着実に高まっている。

今後も2025年の大阪・関西万博の開催決定やIRの誘致などを契機として、さらなる交流人口の増加が見込まれている。

４－13

このような大阪に対する注目の高まりを捉え、大阪の経済性、生産性、自立性を向上させることで、内外から人、モノを呼び込み、世界に対して存在感を示す大阪を実現するため、都市魅力のさらなる向上をめざした施策等が実施されている。

**（３）次世代を担う人材の育成**

子どもたちが大きく変化する社会の中で力強く生き抜き、次代の社会を担う自立した大人となるよう、違いを認め合い子ども一人ひとりの力を伸ばす教育によって豊かでたくましい人間性のはぐくみに向けた取組が行われている。

また大阪の持続的な活力の保持や国際的なプレゼンスの向上のために、専門分野に応じた高度人材の育成や、大阪の成長を支える基盤となる人づくりのための取組が進められている。

**（４）災害対応力の強化**

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓に、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定を踏まえ、府内の災害対策が進められており、日ごろからの備えや防災に対する府民意識は高まっている。

平成30年の大阪府北部の地震や同年の台風第21号、および第24号により、文化財を含めて甚大な人的・物的被害が多数発生しており、府民の生命、身体、財産の保護のため災害対策のより一層の強化に取り組んでいる。

**（５）SDGsの達成**

SDGs(Sustainable Development Goals)は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で設定された、2030年を年限とする国際目標であり、持続可能で包摂性のある社会の実現のため、17の目標、169のターゲットが定められている。その中のターゲット11.4で、文化遺産保全の取組について目標が設定されている。

大阪府では、2025年大阪・関西万博の開催都市として、世界の先頭に立ってSDGsに貢献する「SDGs先進都市」をめざして幅広い取組を進めている。

**第３節　大阪における文化財の保存・活用の現状と課題**

　本節では大阪の文化財の保存・活用における現状と課題について、保存、活用、担い手、条例・計画、経費負担の５項目に分けて述べる。

**（１）文化財の保存**

**①指定等文化財件数の概況**（参考資料１・２）

法令に基づく文化財の指定、登録、選定等の保存措置（以下、「指定等」という。）は、文化財がもつ域内（国、府、市町村）の歴史や文化への理解に欠かすことのできない歴史的、学術的、芸術的な重要性に基づいて行われている。

４－14

府内の国指定等文化財の件数は、総数で1,500件を超える[[4]](#footnote-4)）。また大阪府文化財保護条例（昭和44年３月28日大阪府条例第５号。以下、「府条例」という。）による指定等文化財は470件である[[5]](#footnote-5)）。さらに市町村による指定等文化財は総数で1,400件を超える[[6]](#footnote-6)）。したがって大阪全体としては、国・府・市町村による指定等文化財が、合計で3,500近くも存在することになる（3,467件）。

世界遺産としては、百舌鳥・古市古墳群が長年にわたる取組により、令和元年7月に登録となった。無形文化遺産では人形浄瑠璃文楽が登録されている。

平成27年度に文化庁により創設された日本遺産は、府内からの申請による案件として3件が認定されている[[7]](#footnote-7)）。

上記のとおり、大阪の文化財は地域にとって身近で重要なものから世界的・人類史的に重要なものまで非常に多様であり、これらに対して指定等による保存の措置が着実に行われてきた。

**②指定等文化財の現状**（国・府指定等：令和２年３月12日、市町村指定等：令和元年5月1日時点）

**ａ）有形文化財（建造物）**

国宝は住吉大社本殿（大阪市）、観心寺金堂（河内長野市）など５件、重要文化財は大阪城大手門（大阪市）など96件があり、東京、京都、奈良、滋賀に次いで全国5位の数を誇る。大阪市と河内長野市に所在するもので府全体の約４割を占める。

また国登録有形文化財は747件を数え全国で最も多い。建築後50年を経過した建築物等が対象となり、特に大阪の近代化を物語る都市部の建築物、また地域の歴史を語り、景観を形作る建築物、さらには歴史的な土木構造物等が登録されている。

府指定の建造物は67件、市町村指定等の建造物は総数で124件である。文化財の状態や地域の実情に応じて指定等が行われている。

**ｂ）有形文化財（美術工芸品）**

府内には国宝が57件、重要文化財が520件ある。建造物と同様に、東京、京都、奈良、滋賀に次いで全国5位の数を誇る。博物館や美術館の収蔵品として大阪市に半数以上が所在し、次いで河内長野市（67件）に多く所在する。また国登録は１件（考古資料）である。

府による指定は204件、また市町村による指定等は総数で764件である。文化財の状況や地域の実情に応じた指定等を行っている。なお法の施行前に、旧「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」（昭和８年４月１日法律第43号）により海外流出を防ぐ目的で認定された重要美術品は、現在も法的な認定効力が残されており、府内にも複数存在する。

４－15

**ｃ）無形文化財および保存技術**

　　国の無形文化財は総合認定である人形浄瑠璃文楽と各個認定6件の計7件が指定されている。

府の無形文化財は木工芸など工芸技術が４件指定されている。また市町村における無形文化財は3件が指定されている。

国の選定保存技術は2件、また市町村の選定保存技術は４件が選定されている。

　　なお、指定等文化財ではないが、国宝や重要文化財などの文化財建造物を修理し、後世に伝えていくために木材、檜皮、茅などの資材の確保と、これらに関する技能者を育成することを目的に、文化庁によって「ふるさと文化財の森」が設定されている。府内では観心寺境内林、金剛寺境内林（河内長野市、いずれも檜皮）など５箇所が設定されている。

**ｄ）民俗文化財（有形・無形）**

国指定の民俗文化財は、重要有形民俗文化財が、生駒十三峠の十三塚（八尾市から奈良県平群町に分布する塚）など４件、重要無形民俗文化財が住吉の御田植（大阪市）など２件ある。

府による指定は有形が10件、無形が7件、市町村による指定は総数で有形87件、無形57件ある。また記録選択は国が６件、府が25件ある。

**ｅ）記念物（史跡・名勝・天然記念物）および文化的景観**

国指定の記念物は計92件である。特別史跡は2件（大坂城跡（大阪市）、百済寺跡（枚方市））、史跡は池上曽根遺跡（和泉市・泉大津市）、今城塚古墳（高槻市）など67件が指定されている。

名勝では、人文的な名勝として南宗寺庭園（堺市）など、自然的な名勝として箕面山（箕面市）の計6件、特別天然記念物はオオサンショウウオなど3件、天然記念物は和泉葛城山ブナ林（岸和田市・貝塚市）、箕面山のサル生息地（箕面市）など14件が指定されている。

国の登録記念物では、マチカネワニ化石（豊中市（大阪大学））など4件が登録されている。

府指定の記念物は計153件で、史跡は68件、名勝7件、天然記念物78件である。また市町村指定は総計378件である。

また国により選定された重要文化的景観は１件（日根荘大木の農村景観（泉佐野市））である。

**ｆ）伝統的建造物群保存地区**

国の重要伝統的建造物群保存地区は、富田林寺内町（富田林市）が府内で唯一選定されている。地区内には国重要文化財（建造物）２件、国登録文化財（建造物）１件、府指定有形文化財（建造物）１件のほか、江戸時代後期を中心とした多数の伝統的建造物が存在する。

**ｇ）埋蔵文化財**

指定等文化財ではないが、大阪府内には古くから人間活動の痕跡が認められ、旧石器時代から近代に至るまで各時代の遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）が7,000箇所以上存在する。

開発に伴い遺跡内で発掘調査（記録保存のための調査）を実施し、重要な遺構等が発見された場合は、関係者との調整のうえで必要に応じて史跡指定等により保存を図っている。

４－16

**③文化財調査の現状**（参考資料３）

**ａ）悉皆調査**

府内における総合的な文化財調査としては、大阪府が昭和63年度から平成７年度に行った「有形文化財・無形文化財等総合調査」があり、府内を８地域に分け各地域における有形、無形文化財について調査を行い、報告書を刊行している。

この他に大阪府では、文化庁による全国調査の際の府内取りまとめも含め、文化財の分野ごとに調査が行われているが、例えば有形文化財（美術工芸品）や民俗文化財のように、府内における未指定文化財を含めた悉皆調査が行われていない分野がある。また、例えば民俗文化財における祭礼の調査や、記念物・埋蔵文化財における中世城館の調査のように、文化財分野の中においても、未調査のテーマ、地域等がある。

市町村では、域内の文化財の悉皆調査や市町村史編纂事業等による調査が行われている。

**ｂ）価値付けのための調査**

上記の文化財分野やテーマごとの悉皆調査の他に、個々の文化財についても歴史的、学術的な価値を明らかにするための調査が行われている。

　**ｃ）埋蔵文化財調査**

埋蔵文化財については、大阪が大都市とその周辺という性格もあり、開発に伴う発掘調査の件数は全国的にも多い（平成28年度までは全国1位、平成29年度は3位）。近年では大規模な開発が減少傾向にあり、それに伴い発掘調査件数も減少傾向にある。

**④維持管理・保存修理等の現状**

**ａ）維持管理**

指定等文化財の維持管理は、法令に基づき所有者、管理団体、保持者等（以下、「所有者等」という。）によって行われている。

文化財の劣化を防ぎ、適切な保存環境を確保するため、例えば、カビや害虫対策、盗難防止策、防火施設の設置、除草、樹木剪定などが行われている。特に美術工芸品等の場合は、文化財自体だけでなく、それを収蔵する保存施設に対しても維持管理が必要となる。

その経費については、国指定等文化財の場合、防災設備の保守点検等に対して、経費の一部を国が補助しており、市町村は国指定等、府指定、市町村指定等文化財に対して経費の一部を補助しているところもある。

なお維持管理の状況については、特に民間所有の文化財の場合に自治体が十分把握できておらず、盗難や重大な毀損が生じて初めて状況が把握される事案が見受けられた。

**ｂ）保存修理**

維持管理と同様に、保存修理についても、所有者等によって行われている。例えば建造物では、茅葺、檜皮葺、瓦葺のように屋根に使用されている材料が多様であり、特に植物性屋根材は20～30年を目途に葺き替えが必要になるなど、修理が必要となる周期があるため、長期的な視点のもと計画的な実施が求められる。また美術工芸品についても、素材や製作技法などに応じて定期的な修理を行う必要がある。

４－17

このような保存修理の実施にあたっては、材料の慎重な選定、伝統的な方法や技術による実施について、専門的な技術者等の指導・助言も踏まえながら進めることが求められる。

経費については、国指定等文化財の場合はその一部を国が補助し、また府指定文化財の場合は府がその一部を補助して実施されている。また市町村は、これらおよび市町村指定等文化財に対してその一部を補助しているところもある。

**⑤文化財の保存における課題**

**ａ）文化財調査とそれに基づく指定等について**

文化財の価値づけや適切な保存措置の決定のためには、未指定文化財を含め、域内の文化財を把握した上で重要性を検討する必要がある。このため未実施の分野や、文化財の種別、テーマに応じた悉皆調査を行い、基礎的なデータを整備しておくことが必要である。

その上で地域にとって重要な文化財については、法令による指定や登録等を適切に行うことが重要である。また個々の文化財においては、価値付けのための調査や、例えば有形文化財（建造物）の大規模修理時に行う詳細調査、無形民俗文化財の記録調査、史跡整備を行う際の事前の発掘調査など、保存のための調査を必要に応じて適切に行っていく必要がある。

さらには過去の調査によって把握された資料が、後の再調査時に散逸していたという事例も認められたため、調査後における資料の取扱いに関する対応も必要である。

**ｂ）維持管理・保存修理等について**

維持管理においては、所有者等の高齢化等によって、特に個人所有の文化財では継続的に維持管理を行うことが困難になるケースが増えつつある。

また保存修理においては、維持管理に比べ事業規模が大きく相当の資金が必要になるため、所有者等の財政的な負担が大きくなっている。

保存管理状況の把握に関しては、修理の必要性を早期に判断するため、あるいは盗難や重大な毀損等を防ぐため、自治体が所有者の了解を得て定期的に把握するなどの対応が必要である。

**（２）文化財の活用**

**①取組の現状**

**ａ）府**

府は、府内各地の調査資料や出土品を保管しており、埋蔵文化財調査の現地公開、出土品の貸出、市町村との共同展示、一般向けの普及図書の刊行、インターネットでの紹介など、埋蔵文化財を中心に活用を行っている。

　　また府は府立博物館を3館運営している。府立弥生文化博物館は国史跡池上曽根遺跡に隣接した弥生時代の専門博物館、府立近つ飛鳥博物館は国史跡一須賀古墳群に隣接した古墳時代・飛鳥時代の専門博物館、府立狭山池博物館は国史跡狭山池に隣接した、水利灌漑と土木技術史と土地開発史の専門博物館である。

４－18

いずれも、国史跡と一体となって地域の歴史を体感できる博物館である。それぞれの博物館では、調査研究、資料の収蔵管理をはじめ学校や地域住民等とも連携しながら展示・公開、体験プログラム・ワークショップ、講座・講演会等を積極的に行っている。

**ｂ）市町村および公立博物館、資料館等**

市町村の文化財部局や域内の博物館、資料館等においても、展示・公開、講演・講座、体験・ワークショップ等の活用が地域住民等とも連携しながら積極的に行われている。また域内の文化財の一斉公開やそれに合わせた講演会等の実施など、点在する複数の文化財を同時に公開することで、文化財を見る機会の充実を図る先進的な取組も行われている。

**ｃ）所有者等**

法令により所有者等は可能な限り文化財を公開するなど活用が求められている。所有者等が個別に公開等を行う場合もある一方で、例えば「大阪府登録文化財所有者の会」のような所有者団体による文化財の公開や講演会等も行われている。

**ｄ）その他団体等**

その他、自治体設立の文化財関係財団、大学博物館、私立博物館、文化財関連のNPO法人など多様な団体等による文化財の活用が行われている。

ａ）～ｄ）の取組は、自治体の文化財部局、所有者等、博物館・資料館、その他文化財の保存活用に専門的に関わる団体が中心となった取組といえる。

**ｅ）近年における文化財活用の動向**

近年では、例えば堺旧市街周辺地域のまちづくり（堺市）や枚方宿地区のまちづくり（枚方市）など、歴史的建造物等の美装化や公開等、また他の建物等に対する景観誘導などにより、歴史的な町並みの維持向上を図る取組がみられる。

また文化財を飲食店等や、コンサート、アートフェスティバルなどの会場として活用するユニークベニュー[[8]](#footnote-8)）の取組もみられるようになった。さらには住民が主体となった取組[[9]](#footnote-9)）、場所を別にする複数の文化財を一斉に公開する面的な取組もみられ、文化財の活用のあり方が多様化している。このような取組は、歴史文化的な景観整備や、訪れたくなるまちづくり、イベント等による特別な場の演出など、文化財に対する幅広い地域のニーズによって生み出されたものといえる。

４－19

**②活用の課題**

文化財の活用は、地域の歴史や文化財の価値に対する理解を促進し、文化財を大切にする意識の醸成や、保存・活用の取組全体への理解に繋げることを目的に、文化財関係者の努力により、様々な取組が行われてきた。

またそれにより、文化財に対する理解の向上につながってきたと言えるが、まだまだ文化財への関心が高いとは言えない。

地域の歴史や文化財に興味関心のある人々には、ある程度の予備知識があるため文化財の価値を理解してもらいやすいが、歴史や文化財に必ずしも興味関心のない人々に対しても、文化財を知ってもらう機会を作り、そこから文化財への理解につなげていく取組を促進することが必要である。

近年みられるようになったユニークベニューなど、文化財の活用が多様化し、文化財を知ってもらう機会がこれまで以上に増えつつあることは好ましいことである。今後もこの傾向は強まることが予測されるため、過度な活用により保存に悪影響が生じないよう、自治体の文化財部局や所有者等は、文化財に求められる活用のニーズや対象者の興味関心の度合いなどを踏まえつつ、バランスのとれた保存と活用のあり方を構築することが求められる。

また文化財に対しては、地域住民の理解が不可欠であるため、住民の理解を向上させる取組についても、さらなる強化が必要である。

**（３）保存・活用の担い手**

**①現状**

**ａ）府・市町村の専門職員**

府・市町村ともに、これまでは増加する開発に伴う埋蔵文化財の保護に対応するため、専門職員を採用し配置してきた。また府はこれに加えて建造物、美術工芸品、無形・民俗文化財について、専門職員を配置している。

市町村では、実情に応じて1～数名の専門職員を配置している。建造物を専門とする職員を配置する市もあるが、このような自治体はわずかであり、基本的には埋蔵文化財の専門職員がすべての文化財を担当している。また正規の専門職員が未配置の自治体や、非常勤職員により対応しているところもある。

**ｂ）所有者等**

所有者等は、その努力によって文化財の維持管理や保存修理、公開等を行っている。しかし、高齢化による後継者不足や、維持管理の負担感から相続時に手放す事例も認められる。このような所有者等が抱える課題や保存・活用に関する情報共有の場として、「（公社）全国国宝重要文化財所有者連盟」や「大阪府登録文化財所有者の会」等の所有者団体があり、相互の交流や一般に向けた普及活動などが行われている。

**ｃ）その他**

府によって任命された文化財愛護推進委員は、文化財の保存・活用に関する府民意識の向上を目的に諸活動を行っている。また自治体が設置した文化財関連の法人や、公立・私立の博物館・資料館等、大学等は、それぞれが保存・活用のノウハウをもち、資料の収蔵・保管、展示・公開等を行っている。

４－20

民間団体では、文化財の保存・活用に関する人材育成を目的としたヘリテージマネージャーの養成講座を行っている「（公社）大阪府建築士会」のほか、史跡のガイダンス施設や文化財建造物の指定管理者として維持管理、活用を行うNPO法人や民間企業もみられる。また住民主体の観光ボランティアガイド団体などの地域に根差した活動を行っている団体もあり、それぞれの得意分野を活かした文化財の保存・活用に関する取組を行っている。

**②課題**

府・市町村においては、専門的な見地に基づいた行政判断が必要であるため、専門職員を確保し、継続的に配置することが不可欠であるとともに、資質の維持向上を図る必要がある。

所有者等においては、文化財の維持管理、保存にかかる知識、所有者が抱える課題等を共有する場が十分整備されているとは言い難い。特に府指定等文化財についてはそのような場がないため、自治体も保存や活用にかかるニーズを把握できていない状況にある。所有者等やその関係者のみでは、文化財の継承ができない場合もあるため、所有者等と連携し文化財の担い手を幅広く確保していくことが必要である。

また幅広く担い手を確保するためにも、地域住民との連携が必要である。

**（４）保存・活用にかかる条例・計画**

**①現状**

**ａ）文化財保護条例**

これまで数度にわたり法が改正され、伝統的建造物群保存地区や文化的景観が創設されるなど文化財の分野が拡張されているのに対し、府条例ではそれらに対応した保護制度になっておらず、文化的景観や伝統的建造物群保存地区は保護対象外となっている。

　　また府内43市町村の中で、８市町村においては文化財保護条例が未制定となっている[[10]](#footnote-10)）。

**ｂ）文化財に関連する計画等（歴史文化基本構想・歴史的風致維持向上計画・保存活用計画）**

歴史文化基本構想は、府内では４市（池田市、泉佐野市、河内長野市、大阪狭山市）で策定されている。また歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画は府内では1市（堺市）で策定されている。

個々の文化財に対する保存活用計画の策定は、府内では国史跡で取組が先行しており、重要文化財建造物等においても近年ようやく取組が始まったが、まだ少数にとどまる。

**ｃ）関連法の運用**

景観法、景観条例や都市計画法等の関連法令により、重要文化的景観の保存、世界遺産の緩衝地帯[[11]](#footnote-11)）の保全の取組が行われている。また市町村によっては、指定等文化財を含め街道沿いの景観など歴史的な町並みを保全するために景観計画区域等を定め、取組を進めているところもある。さらには歴史的な建築物の活用に向けた、建築基準法の適用にかかる手続きに関するマニュアルが整備されている[[12]](#footnote-12)）。

４－21

**②課題**

域内の文化財の保存・活用を体系的に進めるためには、制度的な基盤として文化財保護条例が不可欠である。したがって未制定の自治体においては可能な限り速やかに条例を制定することが必要である。

またこれまでは歴史文化基本構想や歴史的風致維持向上計画の策定数も少ない状況であった。法改正を踏まえ、今後は市町村による文化財保存活用地域計画（以下、「地域計画」という。）の策定により、計画的に施策を実施することが求められる。

さらに国指定等文化財においても、保存活用計画を策定し計画的に保存・活用を実施することが必要である。

**（５）保存・活用にかかる経費負担**

**①現状**

指定等文化財の維持管理、保存修理等における経費の負担は本節（１）－④のとおり（13～14頁）であり、国指定等文化財については国の補助、府指定等文化財については府の補助を活用して実施されている。また市町村は域内の文化財の保存の観点から、所有者等に対して経費の一部を補助するところもあり、また市町村指定等文化財に対しても補助を行っている。

一方府では、財政難や国・府・市町村の役割の見直し等により、平成11年度以降、国指定等文化財に対する随伴補助を廃止しており、所有者等の負担が増大したまま今日に至っている。

また府指定等文化財では、府は保存修理等について所有者等に対して経費の一部を補助しているが、保存修理には多額の費用がかかることから、所有者等の負担が大きくなっている。

なお府指定等文化財の場合、税制の優遇措置は設けられてない。地方指定等文化財における税制優遇については、国税の減免を国に対して要望している。また市町村税については減免を行っているところもある。

**②課題**

所有者等における費用負担の増大は、今後の文化財の維持管理、保存修理に大きな支障をきたす恐れがあり、ひいては文化財の消失に対する大きな懸念材料となる。

地域の豊かな歴史を物語る文化財を確実に継承していくためには、経費負担のあり方を含め、持続可能な新しい保存・活用の仕組みづくりを検討することが急務である。

４－22

**第２章　めざすべき姿・基本理念**

今後の大阪における文化財の保存・活用は、前章で示した大阪の歴史的な特性や、将来を見据えた取組の状況を踏まえ、さらには大阪の発展にも貢献する姿勢をもちながら、文化財における課題に対応していくことが求められる。

このことから、大阪の文化財の保存・活用におけるめざすべき姿を次のとおりとする。

**「歴史が輝き未来と織り成す魅力都市・大阪」**

**歴史を輝かせる**

大阪は、都市部を中心に、その郊外に広がる市街地、さらにその外側に広がる自然豊かな山間地という多様な地域の広がりの中で、文化的・経済的に深い繋がりや一体性をもっている。

それは古代から連綿と続く歴史の過程で形成されたものであり、その証として府内には数多くの文化財が継承されてきた。

このような文化財を将来にわたって確実に守り、伝えることに加え、幅広く活かすことによって大阪全体の魅力をさらに向上させていくことが、これからの大阪における文化財の保存・活用に求められる。またこれは「国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」という法の目的や、「府民の文化的向上に資する」という府条例の目的の達成にも寄与するものである。

**歴史と未来が織り成す**

大阪は、人、モノ、情報が絶えず集まり、それを素地として産業、街、ファッション、食、さらには価値観や発想など、未来を創る新しいものを次々と生み出す核となる地域である。またこの地域特性によってこれまで生み出されてきたものは、貴重な文化財となって大阪の豊かな歴史や文化を今日に伝えている。

大阪の歴史や文化を感じさせる文化財を幅広く活かし、歴史を輝かせながら、未来を創る新しいものとうまく融和させることは、新しい価値を生み出す源泉となり、これによって大阪の魅力がさらに向上し、多くの人々を惹きつける大阪の実現につながる。

また未来を創る新しいものは、時間の経過とともに大阪を理解する上では欠かせない文化財になる可能性がある。今後の大阪における文化財の保存・活用は、このような視点をもち、未来志向であることも必要であろう。

上記のめざすべき姿を実現するために、以下のとおり基本理念を定める。

４－23

**基本理念１　文化財の適切な保存・活用による次世代への確実な継承**

文化財は，わが国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産である。

このような地域の豊かな歴史や文化を物語る貴重な財産を、地域をはじめ様々な人の関わりを得ながら、大切に守り、伝え、活かすことで、未来へと確実に継承していく大阪を実現する。

**基本理念２　文化財の適切な保存・活用による継続的な地域の維持発展**

文化財は、わが国や地域の歴史や文化を認識させ、魅力あふれる地域づくりの礎となり、コミュニティの活性化等に寄与するものである。

地域をはじめ様々な人の関わりを得ながら、文化財を守り、伝え、活かす取組を行い、あらゆる人が地域の歴史を身近に感じ、親しむことができる大阪を実現する。

さらに、それにより地域に多様な価値を生み出し、地域の未来を創る新しいものとの融和を図りながら維持発展する大阪を実現する。

４－24

**第３章　基本方針**

前章で示しためざすべき姿の実現のためには、基本理念に基づきバランスのとれた文化財の保存・活用を体系的、計画的に実施し、保存と活用の好循環を創り上げていく必要がある。

そのため、今後の大阪における文化財の保存・活用の基本方針を以下のとおりとする。

**基本方針１　文化財を確実に保存する**

　**基本的な考え方**

法令に基づく指定等は文化財保護の根幹をなす部分であり、確実に次世代に継承するための最も基本的な措置である。そのため、府内の文化財の悉皆調査や学術的な調査による価値づけにより、文化財の状況に応じた適切な保存を、法令に基づいて着実に行っていく。

また、指定等文化財の周辺にあって一体性や関連性をもつ未指定の文化財や周辺環境、さらには文化財を成り立たせている技術なども含め、総合的な観点により文化財を保存するための施策を講じる。そのためには、例えば関連部局と連携した文化財の保存を行っていくことが必要である。

**１－１**　**個々の文化財を確実に保存する**

　**調査の確実な実施**

文化財の分野やテーマに応じて、地域に存在する数や内容を網羅的に把握するとともに、散逸や滅失することがないよう、文化財の状況によって適切な保存等の措置を講じるために、未指定文化財を含めた悉皆調査を行う。なお過去の悉皆調査によって把握された資料については、必要に応じて再調査を行い、所在や状態を確認することも求められる。

また把握された文化財の中から、歴史上、学術上、芸術上の価値や重要性を明らかにするための調査を実施する。

さらには保存等の措置が講じられた後も、例えば建造物の耐震性能を把握するための調査、建造物や美術工芸品における修理や公開等に伴う詳細調査、無形民俗文化財を記録するための調査、開発に伴う発掘調査など、文化財を適切に保護していくために必要な調査を行う。

**文化財の状況に応じた最適な保存**

個々の文化財の状況や価値づけに応じて、国、府、市町村による指定や登録等、最適な保存を行う。また未指定文化財については、散逸や滅失を防ぐため必要な措置を講ずることが望ましい。

４－25

**１－２　文化財を面的に保存する**

**文化財関連計画の策定促進**

市町村が策定する地域計画や歴史的風致維持向上計画は、文化財を面的に保存するための施策を講じる上で有効である。

また地域計画においては、関連文化財群[[13]](#footnote-13))や、文化財保存活用区域[[14]](#footnote-14))を定めることができ、必要に応じて盛り込むことで効果的な保存が期待できる。

**関連部局との連携**

文化財を面的、総合的に保存するためには、個々の文化財を指定等により保存することに加え、関連部局の施策と連携を図ることで保存につなげる取組を行っていくことが重要である。また景観法、都市計画法等の文化財以外の法令によって、文化財の周辺環境を含めて保全していくことも有効である。したがってこれらの法令を所管する部局と連携した面的な保存を行う。

４－26

**基本方針２　文化財の価値を伝え、活かす**

**基本的な考え方**

地域の文化財を把握し、保存しただけでは文化財の価値は顕在化されず、潜在的な状態のままである。

多くの人に文化財を知ってもらい、その価値を分かりやすく伝え理解を促す取組や、文化財に磨きをかけることにより、地域に多面的な付加価値を生み出す取組によって地域の継続的な維持発展が可能となる。

なお文化財は多種多様であり、有形無形、機能、材質、保存状態等も一様ではなく、脆弱な文化財や保存状態が良好でない文化財は、活用自体が困難な場合もある。そのため文化財の保存状態を適切に認識し、活用が可能かどうか適切に判断することが重要である。

また活用を行う場合にも、文化財に悪影響を及ぼすことは避けなければならない。したがって、活用には文化財に関する十分な専門性をもつ人材による適切な取扱いが求められ、さらには活用によって生じる文化財への影響について、自治体の文化財部局は適切にチェック機能を果たし、活用する者に対して指導・助言を行うことが必要である。

**活用の類型**（参考資料４）

文化財の活用は、例えば博物館や所有者等による「展示・公開」や、伝統技術や発掘調査などの「体験・体感・ワークショップ」、また文化財調査の成果報告や歴史をテーマにした「講座・講演会」および文化財に関する図書の「出版」などが、従来から中心的な役割を担っている。

近年では、例えばＶＲ（仮想現実）やＡＲ（拡張現実）、３Ｄプリンターによる触れることができる複製品製作などの「先端技術による魅力発信」や、建造物を改装し従来の施設機能を変更する「新たな意義と機能の付加」、さらには史跡での伝統芸能上演など「異分野文化財のコラボレーション」や、文化財をイベント会場等として活用する「ユニークベニュー」など、にぎわい創出や観光資源として文化財を活かす取組が行われ、地域において多様な価値を生み出している。また文化財を含めた地域全体の魅力を発信する、「面的な文化財の活用」も行われている。

今後の文化財の活用は、従来から行われている取組をさらに強化していくことに加え、近年みられる新たな活用や面的な活用についても、文化財の保存に十分配慮しながら実施することで、多面的な価値の創出につなげることが重要である。

**２－１　文化財の価値を分かりやすく伝える**

文化財がもつ価値とそれを享受する側の興味関心をうまくつなげることによって、文化財のよき理解者の裾野を広げていくことが求められる。そのため、文化財に関心のある人々はもちろん、関心のない人々、また子ども、地域住民、来訪者といった対象やその興味関心の度合いに応じて、創意工夫により分かりやすく文化財の価値を伝える取組を推進する。

４－27

**２－２　文化財を核とした取組により地域の発展に貢献する**

文化財を地域資源の一つとして活かした取組、例えば、歴史的な町並みづくり、文化財を活用したコミュニティの活性化などは、地域に住む誇りなど市民生活における価値や、地域ブランド、豊かな人間性のはぐくみ、来訪者を引き付ける魅力など、社会的、経済的な価値をもたらし、地域の継続的な維持発展に貢献できるものである（図２）。またそれによって文化財を知る機会が増え、文化財の価値を理解することにもつながる。

このような文化財を核とした多面的な価値の創出による、地域の継続的な維持発展のための取組を推進する。

４－28

**地域の活性化**

**文化財**

**まちづくり**

**コミュニティ**

**教　育**

**観　光**

**にぎわいづくりなど**

**地域に住む誇り**

**地域ブランドの育成**

**豊かな人間性のはぐくみ**

**文化的な生活の向上**

**人々を惹きつける地域の魅力**

**など**

**幅広い活用**

**多面的な価値**

**継続的な取組**

**図２　文化財を核とした取組による地域の発展イメージ**

**基本方針３　地域社会全体で文化財の保存と活用を支える**

**基本的な考え方**

基本方針１と基本方針２に基づき、着実に文化財の保存・活用を実施するためには、これを地域社会全体で支えていくことが重要である。

そのためには、まず地域の文化財の保存・活用を進めるための条例整備や各種計画を策定し制度的基盤を作ることが必要であり、府はこれを行う市町村や所有者等に対して必要な支援を行う。

また文化財の専門人材、所有者等、地域住民、その他の民間団体等を含めた幅広い担い手を確保するとともに、関係者間でそれぞれがもつ知識やノウハウを共有する必要がある。

さらにはこれまでの保存・活用は、経費の負担を含めて所有者等や自治体の文化財部局が中心であったが、今後はそれに加えて幅広い人々の参画を得て文化財を活用することにより、社会的、経済的な価値を生み出す新たな仕組みを構築し、文化財の保存・活用を行うことが求められる。

　**３－１　地域社会全体で支えるための基盤をつくる**

**条例の整備促進**

域内の文化財について必要な措置を講じるための制度的基盤として、文化財保護条例が未制定の市町村に対して、実情に応じてその策定に向けた取組を促進する。

　　**地域計画等の策定促進**

地域計画は、法定計画として当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランを定めるものであり、文化財の保存・活用の取組を見える化し、地域住民の理解のもとで計画的に事業を実施するために重要なものである。また未指定文化財も含めて地域の文化財を調査し、総合的に把握した上で策定するため、地域で保存・活用すべき文化財を的確に位置づけることができる。したがってその積極的な策定を促進する。

また実情に応じて、歴史的風致維持向上計画も有効である場合は、その策定を促進する。

**保存活用計画の策定促進**

個々の国指定、国登録の文化財については、所有者等が文化財の保存・活用を進めていくための指針を、法定計画である保存活用計画として策定することが有効である。そのため保存活用計画の積極的な策定を促進する。

府指定等、市町村指定等文化財についても、上記の趣旨に鑑み個々の文化財について保存活用計画を策定することが望ましい。

４－29

**３－２　文化財の保存・活用を支える人材をつくる**

**専門人材**

文化財の調査や保存・活用は、専門的見地に基づいて行うことが必要な部分があり、そのための専門人材の確保や、資質の向上に関する取組を行う。

自治体の文化財部局においては、専門的な見地に基づいた行政判断を行うための人材確保と、継続的な配置や育成を行う。また博物館・資料館、大学、研究機関、文化財の専門的技術者の団体等と連携した取組を促進する。

**所有者等**

所有者等に対しては、文化財の保存・活用に関する知識の向上やノウハウの共有等を図る取組を推進する。また個々の国指定等文化財については、保存活用計画の策定を促進する。

なお高齢化等により維持管理が困難な場合など、文化財の管理のため必要があるときには、法の定めに基づき、個人や団体等を管理責任者として選任することも有効である。

**地域住民・子ども**

地域の文化財の保存・活用には、地域住民の理解が不可欠である。地域の文化財に対する望ましいあり方や期待などを住民や自治体が共有し、住民の参加を得て文化財の取組を行うことは、地域に対する住民の満足感を高めることにつながる。またそれによって、住民が文化財をさらに深く知るようになり、さらなる保存・活用に対する理解につながることも期待される。そのため、住民の理解を促すための取組を促進する。なおその際に住民の発想を活かした取組や地域のニーズに対応した取組を行うことが有効である。

また子どもたちに対しても、文化財に触れることを通じて地域の歴史や文化への理解を深めることが重要である。

**図３　幅広い担い手による連携のイメージ**

**専門人材**

**民間団体等**

例えば

**地　域　社　会**

４－30

**より幅広い担い手**

専門人材や地域住民の他に、文化財に関する専門性はもたないものの、文化財の保存や活用に活かせるような経験や能力をもつ民間団体等や自治体の関係部局が参画できる取組を促進する。

**担い手の連携強化**

上記の担い手は、それぞれが連携して文化財の保存・活用の課題、方向性、ノウハウなどを共有するための取組を促進する（図３）。

なお、地域計画の策定においては、所有者等、地域住民、関係部局、関連団体等から意見聴取するための協議会を設けることが望ましいとされており、関係者間の情報共有の場として活用することが有効である。

**３－３　社会状況に対応した仕組みをつくる**

これまでは、主に所有者等と自治体の文化財部局によって、経費の負担を含めて文化財の維持管理、保存修理を行うとともに、学術的な価値を伝えることに重点をおいてきた。このような仕組みは「保存のための仕組み」と言える。

今後は、第1章第２節で示した大阪をとりまく状況（９～10頁）を踏まえ、「保存のための仕組み」に加えて、幅広い担い手による文化財の保存・活用によって、地域に社会的、経済的な新たな価値を生み出すことで、地域の維持発展に貢献し、かつ文化財の課題解決にもつなげていく仕組みを構築する。

例えば、文化財の観光活用による新たな魅力の創出や、文化財を活かしたコミュニティ活動による地域アイデンティティの醸成を、地域住民や民間団体等の参画を得て実施し、地域の活性化につなげる仕組みである。このような仕組みは「活用のための仕組み」と言える（図４）。

「活用のための仕組み」は、観光やまちづくりなどの施策目的や、活用により効果を享受する人による負担の観点も踏まえ、幅広く支えることのできる持続可能なものとする必要がある。

これまで

**学術的価値**

**保存のための仕組み**

**観光的価値**

**地域**

**アイデンティティ**

**活用のための仕組み**

など

・様々な人々・団体の参画と交流

・保存・活用に必要なコスト負担

・保存・活用のノウハウ共有

加えて

**社会状況**

地域への回帰

インバウンド増大等

**守る**

**活かす**

４－31

**図４　これからの文化財保護の仕組みのイメージ**

**基本方針１・２・３に基づき文化財の保存・活用を行う際に必要な観点**

　上記の基本方針に基づいて文化財の保存・活用の施策を進めるにあたっては、以下に示す４つの観点が特に必要である。

**教育（学校教育・社会教育）の観点**

文化財を教育に活かすことは、地域の歴史や文化等への理解や、伝統と文化を尊重し、それらを育んできたわが国と郷土を愛する心の涵養にとって重要である。

学校教育においては、子どもたちが本物の文化財を見たり、それに触れたりする体験によって得られた感動や刺激は、文化財を見る確かな目や、豊かな人間性や創造性のはぐくみに寄与するものである。また社会教育においては、府民の学習機会に対する多様な需要を踏まえ、地域の歴史や文化財に関する学びの場を提供することは、府民の生涯学習の振興に寄与するものである。

**地域生活・地域文化の観点**

　文化財は地域に根差して守り伝えられてきたものであり、それを地域生活や地域文化に活かすことは、地域アイデンティティの醸成や、歴史や文化を大切にする地域づくりにとって重要である。またそれは、地域住民の心豊かで潤いのある生活や、個性豊かで活力のある地域社会の発展に寄与するものでもある。

**まちづくり・景観の観点**

　文化財を活かした歴史的な町並みづくりや景観の保全・形成は、生きた文化財が存在する空間として、そこに住まう誇りやその環境を守り育てようとする意識の醸成にとって重要である。それは歴史的、文化的な住環境の形成に寄与し、ひいてはそれがまちの個性や魅力になり、多くの人が訪れる訴求力を生み出すことにもつながるものである。

**観光の観点**

大阪の魅力を伝える地域の資源として、文化財を整備・活用し観光に活かすことは、訪れた人の観光体験の質の向上や、満足度の向上に寄与するものである。

また訪れた人が、大阪の豊かな歴史や文化に対して得た原初の感動を契機として、より深く大阪の歴史や文化を知ろうと再び訪れたり、様々な形で大阪の魅力を共有することにより、さらなる観光魅力の向上や、文化財に対するより一層の理解の促進にもつながる。

４－32

**第４章　文化財の保存・活用を図るために講ずる措置**

**第１節　文化財の保存・活用における役割**

国、府、市町村、所有者等はそれぞれ文化財の保存・活用を担っている。本節ではそのあり方を整理しておく。

**（１）国**

　国は法に基づき、わが国にとって重要な文化財の指定や選定等を行い、また保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財を、指定を補完するものとして登録により保護している。また府、市町村、所有者等に対する指導・助言を行うとともに、管理、修理、公開等に関する経費の補助を行っている。

**（２）府**

府は、国の指導や助言を得ながら、市町村と協力して文化財の保存・活用を行っており、今後もこのような協力関係のもとで文化財の保存・活用を行っていくことが重要である。

その上で、補完性の原則や対等な関係性のもと、基礎自治機能と広域機能の観点を踏まえた府と市町村の役割分担により、府は下記の役割を担う。

**①広域的な文化財の保存・活用の施策**

　府は、広域的な観点により自ら文化財の保存・活用を行う。そのため大阪にとっても重要な価値をもつ国指定等文化財の保存・活用の取組を、国の指導を得ながら推進する。また大阪にとって重要な文化財を府条例に基づき指定等を行い、保存・活用を図る。

**②市町村に対する支援**

市町村はその規模や域内における文化財の状況等が一様ではない。そのため府は、国等との調整、専門的・技術的な指導・助言、複数の市町村にわたって分布する文化財の保存・活用に関するコーディネート、市町村単独では対応が困難な場合の連携や協力等、市町村の実情に応じて適切な支援を行う。また専門職員の能力・資質の育成、各種計画策定における指導・助言、経費の支援等を行う。

**③所有者等に対する支援**

　　文化財は地域の歴史・文化との深いかかわりの中で継承されてきたものであり、所有者等が行う文化財の維持管理や保存修理に対する支援については、それを熟知している市町村が基礎自治体として大きな役割を担う。その上で府は広域自治体として、財政基盤など市町村の実情を踏まえ、所有者等に対する支援を行う。

４－33

**（３）市町村**

**①域内の文化財にとって最も身近な行政組織としての施策実施**

市町村は住民にとって最も身近な行政サービスを担っており、文化財についても、基礎自治体として地域の実情に応じたきめ細かい保存・活用の施策を行うことが求められる。そのため、域内の重要な文化財を条例に基づき自ら指定等を行い保存・活用に努めることや、地域計画や保存活用計画を策定し、計画的な文化財の保存・活用、そのための調査等の取組を行うことが求められる。

**②保存・活用にかかる施策実施のための体制整備**

　　市町村はその規模や域内における文化財の状況等に応じて専門人材を確保し、継続的な配置を行う必要がある。また保存・活用の施策の実施には、地域住民や民間団体等の幅広い担い手の確保に努めることも重要である。特に民間団体等と連携・協力しパートナーシップを結ぶ場合は、文化財保存活用支援団体（以下、「支援団体」という。）の指定を行うことも有効である。

**③所有者等に対する支援**

地域の歴史を理解する上で欠くことのできない域内の文化財について、所有者等が行う保存・活用の取組に対して、基礎自治体として実情に応じて可能な限り支援を行うことが望ましい。

**（４）所有者等**

　所有者等は、法や条例の趣旨に基づき文化財の維持管理、保存修理、公開等について、国・府・市町村の支援を得ながら自ら行うよう努める。

**第２節　府が取り組む事項**

　前章の基本方針、文化財の保存・活用を行う際に必要な観点、および前節の役割を踏まえ、府が取組む事項を以下に示す。

**（１）市町村・所有者等への支援に関する事項**

**①市町村に対する支援**

**各種計画策定および支援団体の指定等に対する指導・助言**

地域計画については、域内の文化財の総合的な把握と、計画的な保存・活用を図るため、その策定を促進するとともに、国とも調整しつつ専門的・技術的な指導・助言を行う。

また市町村が保存活用計画を策定する際にも、専門的・技術的な指導・助言を行う。

市町村による支援団体の指定については、府は他事例等の情報を収集しながら国とも調整し、市町村に対して指導・助言を行う。

４－34

さらには、市町村による文化財の指定等の市町村独自の取組に対して、市町村の求めに応じて専門的見地から指導・助言を行う。

**条例の制定・改定**

府は条例が未制定の市町村に対して、その制定を促していくとともに、条例の改正等を検討する市町村に対して、他の自治体の事例や専門的な見地から指導・助言を行う。

**職員の能力向上**

市町村の専門職員の能力や資質の向上を図るため、研修等を行う。

**保存・活用にかかる経費**

府指定等文化財においては、府は予算の範囲内において条例等に基づき補助を行う。また国指定等文化財においては、府は国の補助金等の獲得のため国との調整を行うとともに、補助率等の補助内容の充実を国に働き掛ける。

さらには地域の活性化に資する文化財の活用に関する取組について、府は様々な財源を視野に入れ実効性のある仕組みを検討する。

**②所有者等に対する支援**

府は専門的な技術者等とも協力し文化財の維持管理や保存修理等における専門的・技術的な指導・助言を行う。また所有文化財の保存活用計画の策定を促進し、それに対して専門的・技術的な指導・助言を行う。

経費の点については、府指定等文化財においては予算の範囲内において条例等に基づき補助を行う。また国指定等文化財においては、国の補助金等の獲得のため国との調整を行うとともに、補助率等の補助内容の充実を国に働き掛ける。

さらには地域の活性化に資する文化財の活用に関する取組について、府は様々な財源を視野に入れ実効性のある仕組みを検討する。

**（２）保存に関する事項**

**①府内における文化財の把握（未指定文化財を含む）**

文化財の分野や種別、テーマに応じて、計画的に府内の未指定文化財を含めた文化財の悉皆調査を行い、所在、状態等の基礎的なデータを把握するとともに、時期的、地域的な特性を抽出するなど分析、研究を行う。調査成果については、適切な保存・活用に役立てるため印刷物やインターネット等により広く府民に公開する。また市町村等が行う域内の文化財の悉皆調査に対して、専門的・技術的な指導・助言を行う。

未指定文化財については、将来的に重要性が高まり指定等による保存措置が必要となる可能性が生じることを踏まえ、散逸や滅失を防ぐため、市町村とも協力し可能な限り状況の把握に努める。

４－35

**②適切な保存措置の実施**

わが国にとって重要な文化財については、国と調整しながら、国指定等に向けて取組む。また大阪にとって重要な文化財については、指定方針に基づき所有者の同意のもと府文化財保護審議会の審議により指定等を行う。

地域にとって重要な文化財を市町村が指定等を行う場合は、市町村の求めに応じて専門的・技術的な指導・助言を行う。なお指定等を行う場合は、必要に応じて学術的な調査を行い、重要性を明らかにしておく必要がある。

開発に伴う発掘調査を行う場合は、開発事業者と十分な調整の上で実施する。また重要な遺構等が発見された場合は、必要に応じて適切な保存措置を講じる。

**③保存措置を講じた文化財に対する状況の把握**

文化財を適切な保存状態に保ち、また経年劣化等による保存修理の必要性を適切に見極めるため、国指定等、府指定文化財については、保存管理状況の定期的な把握が必要である。そのため、所有者等の了解を得て、市町村とも協力しながら状況把握の手法を検討し、それを実施していく。

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」については、構成資産や緩衝地帯等の保全や経過観察について、推薦書等に基づき国や専門家の指導助言を得ながら実施していく。

**④府が保有する文化財の適切な保存**

府が保有する文化財のうち、未指定のものについては必要に応じて調査を行い、価値を明らかにした上で、指定等の保存措置を講じる。また収蔵している多数の出土品については、十分な収蔵能力を確保しながら、適切な状態で管理する。

**（３）活用に関する事項**

**①活用拠点の運営（府立博物館）**

府立の３博物館は、調査研究、資料の収蔵・保管はもとより、「展示・公開」、「体験・体感・ワークショップ」、「講座・講演会・出版」などを、学校や地域住民、他の博物館等と幅広く連携しながら行っている。これらはいずれも大阪の歴史を理解する上で欠かせない取組であり、運営のあり方を踏まえて引き続きその使命・役割を果たしていくことができるよう、効率的・効果的な運営を行っていく。

**②府が保有する文化財の活用**

府は、重要文化財建造物（府立中之島図書館）をはじめ、国史跡（一須賀古墳群）など、多数の指定等文化財や歴史的な資料を保有している。これらの文化財について、その状況に応じて積極的な活用を推進する。

また府には、埋蔵文化財の調査および調査記録や出土品の収蔵・保管にかかる施設として文化財調査事務所（以下、「調査事務所」という。）がある。調査事務所では府内各地で行われた発掘調査による出土品を多数収蔵・管理しており、これら出土品を大阪の歴史を語る物証として、積極的に活用していくとともに、報告されていない記録類や出土品、また調査後の学問の進展により新たな知見が得られた出土品についても、重要性を踏まえて報告し活用に努める。さらには出土品以外の民具や美術工芸品などの収蔵資料についても、基礎的な調査を行ったうえで活用に努める。

４－36

**③情報発信と活用方策の創出**

府内にある文化財についての情報を分かりやすく、国内外に向けて発信する。

また文化財の活用には複数の類型があり、同じ類型の中にあっても担い手や対象によって手法は様々であることを踏まえ、活用の手法について調査・研究し、新たな活用の方策を検討して実施するとともに、市町村や所有者等の活用を行う者に対して、それを提案することで、幅広い文化財の活用を促進する。

**④関連部局との連携**

観光やまちづくりなどの府の諸施策には、その目的達成のための方策として文化財の保存・活用が位置づけられている。このような施策の目的を踏まえ、文化財を活かした取組を関連部局と連携して積極的に実施していく。

**（４）人材確保と仕組みづくりに関する事項**

**①人材確保・育成**

**専門職員の確保と育成**

府としての役割を果たし上記の保存・活用の取組を進めるために、文化財分野に応じて専門職員を安定的に確保し、継続的に配置していく。また文化庁や国立文化財機構等の専門機関の指導を得ながら、専門職員の資質の向上に努める。

また市町村に対しては、域内の文化財の適切な保存・活用のため、専門職員の計画的な配置を促すとともに、資質の向上のため研修等を行う。

**所有者等とのコミュニケーション強化**

保存・活用に関する情報やノウハウの共有のため、所有者団体等との連携強化をはじめ、所有者等との円滑なコミュニケーションを図っていく。

**専門的な技術者等との連携強化**

例えば、文化庁が認めた文化財建造物保存修理工事の主任技術者を擁する団体、また地域で活動するNPO法人など、文化財に関する高い専門性をもつ技術者やその団体と情報やノウハウを共有し、その活動に協力し連携しながら保存・活用に取組む。

また大学や研究機関、博物館・資料館等と協力して文化財に関する調査研究や保存・活用に取組む。

４－37

**文化財の保存・活用に関わる人々の育成**

文化財の保存・活用に関わろうとする人々や団体に対しては、文化財の保存に関する正しい知識や活用の事例紹介など、ノウハウを形成するための取組を行い、幅広い担い手の育成に努める。

**②文化財の保存・活用の新たな仕組みづくり**

文化財の保存・活用全体を持続可能なものとするためには、基本方針３（25～28頁）に示したとおり、社会状況に鑑み、これまでの「保存のための仕組み」に加え「活用のための仕組み」を構築して保存・活用を一体的に進める必要がある。

「活用のための仕組み」には「多面的な価値を生み出す取組」、「担い手」、「経費負担」の３つの要素が重要である。

　　**多面的な価値を生み出す取組**

多面的な価値を生み出す取組としては、例えば以下のような取組が考えられる。

○将来を担う子どもたちに対して、本物の文化財に触れる機会を多く作ることにより、地域の歴史や文化に対する理解を促進する取組。

○地域のコミュニティ活動において文化財を活用してもらうことにより、地域への貢献や、人と人とのつながり、居場所づくりなどを実現するとともに、文化財の保存・活用にも関わりをもとうとする意識の醸成につながる取組。

○文化財を魅力ある観光資源として活用することで集客を増やし、その地域に住まう誇りや経済的な効果が得られ、ひいては文化財の保存・活用にも好影響を与える取組。

**担い手**

　　　文化財の保存・活用は、文化財部局や所有者等により行われてきたが、今後は社会全体で支えるために、これらの他にも自治体の関連部局、地域住民、民間団体等、多様な担い手の参画を得ることが重要である。

**経費負担**

上記の多面的な価値を生み出す取組は、文化財の保存・活用の施策だけではなく、例えばまちづくりや観光など、それ以外の行政施策の方向性と一致するところがあり、その施策の目的に応じた経費によって行うことも考えられる。またその施策には効果を享受する者が存在し、その理解度や満足度の向上に資するという観点から、それらによる経費の負担も踏まえて行うことも考えられる。

さらには国・府・市町村・所有者等の役割を踏まえ、それにふさわしい負担のあり方とすることが求められる。

なお、経費の確保については、上記の他に取組の目的に応じて民間資金等の活用について検討することも必要である。

４－38

**③法令整備と運用**

国は、これまで幾度かの法改正を行い、その時点での社会状況に鑑み保護すべき文化財分野の拡大を図ってきた。府条例についても現在の法の内容を踏まえ、保護を図るべき文化財の分野や手法など、その内容の点検を行っていく。

また府や市町村による指定等文化財を含め、域内の歴史的建築物を活用するために建築基準法の適用除外を検討する市町村に対しては、現状変更の規制および保存のための措置等について関係部局とも情報共有を図り、必要に応じて助言を行う。

４－39

**第５章　防災・防犯および災害発生時の対応**

**第１節　防災・防犯について**

**（１）現状**

大阪府では、阪神淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓として、また南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえて災害対策が進められており、災害対策基本法等に基づき「大阪府地域防災計画」（以下、「地域防災計画」という。）が策定されている。

地域防災計画では、災害予防対策を推進する項目の中に文化財についても方針が示されており、府民に対する文化財防災意識の普及と啓発、所有者等に対する防災意識の徹底、予防体制の確立、消防用設備の整備、建造物や保存施設等の耐震構造化促進等が掲げられている。

府内における文化財防災に関する具体的な取組としては、国・府指定等文化財（建造物や美術工芸品の保存施設等）の耐震補強や消火施設設置等があり、所有者等が国庫補助金や府補助金を活用して実施している。

また毎年１月26日には「文化財防火デー」として、府民に対しポスターなどにより防火意識の啓発に努めているほか、所有者等、消防署、市町村の協力を得て府内各地の指定等文化財の消防訓練が行われている。

広域的な取組としては、近畿２府４県における文化財担当者間での会議や、独立行政法人国立文化財機構による「文化財防災ネットワーク推進事業」の一環である「中部・近畿文化財防災連絡会議」において防災や災害対応に関する情報共有が図られている。

防犯に関しては、大阪府内においてもこれまで重要文化財の盗難や、いたずら等による棄損が認められた。その対策として、所有者等は国庫補助や府の補助により、国・府指定等文化財の防犯設備の設置等を実施している。

**（２）課題**

**文化財の所在・管理状況等の把握**

災害や盗難などが起こった際に、文化財に生じる被害に適切に対応するためには、平時から文化財の所在を把握し、定期的に管理状況を確認しておく必要がある。特に未指定文化財や個人所有の指定等文化財は、災害や盗難などが起こった際に散逸、滅失等に対する懸念が大きいため、適切な把握が求められる。また文化財や博物館等の立地や周辺環境を踏まえて、災害や盗難などに対するリスクを把握しておくことも必要である。

**防災・防犯対策の充実**

文化財の定期的な点検、文化財建造物や重要文化財の保存施設などにおける耐震対策、消防や防犯設備の設置など、文化財の減災対策や盗難防止対策等をさらに進める必要がある。またこれには相当の費用が必要となり、特に個人所有の場合は費用負担が大きくなっていることも課題である。

４－40

**防災・防犯意識の向上**

府民や所有者等が文化財の防災・防犯に関する知識を得たり、災害や盗難などのリスクを把握したり、定期的な訓練を行う等、さらなる防災・防犯意識を向上させる取組が必要である。

**関係者間の情報共有と人材育成**

災害や盗難などの発生時における連絡体制の整備に加え、盗難防止等の専門的な知識や技術、また被災した文化財のレスキューや応急的な措置を施すための専門的な知識や技術については、関係者間で十分共有する必要がある。またそのような知識・技術をもつ者の育成も重要である。

**（３）取組の方向性**

**基本的な考え方**

災害時に可能な限り被害を減らし迅速に被害把握を行うなど、災害対応力を高めるため、また盗難などから文化財を守るためには、平時からその所在や管理状況、災害や盗難のリスクを把握して予防策を講じておくことが重要である。

そのため府・市町村・所有者等の役割分担を明確にして、国・研究機関、学術団体等とも協力しながら、体制の整備、人材育成、情報共有、防災・防犯意識の向上、設備整備等の対策を行っていくことが必要である。

また設備整備には相当の経費がかかるが、例えば収蔵品に対する転倒防止ネットなど比較的安価にできる対策があり、平時から創意工夫により実施することも重要である。

　　その上で、以下のような取組を行うことが求められる。

○文化財の所在、保存管理状況、災害や盗難などに対するリスクの把握

　・未指定文化財を含む文化財の所在、保存管理状況のリスト化と確認

　・ハザードマップ等を活用した文化財の災害リスクの把握（文化財災害リスクマップの作製等）

　・盗難や棄損等に対するリスクの把握

○予防体制の確立

　　　・府および市町村、所有者等、地域住民、博物館・資料館等、大学・研究機関（文化財防災ネットワーク）などの専門機関、学術団体およびそのネットワーク（例：資料ネット）、その他民間団体等と連携した予防体制の構築

・災害発生時における文化財レスキューの方法に関する知識・技術の取得

・初期消火と自衛組織の構築、盗難や棄損防止に対する日常点検方法の構築、防犯や盗難等の発生時の対応に関する関係機関との情報共有

４－41

○防災・防犯設備等の充実（ハード面）

・文化財建造物・美術工芸品の保存施設の耐震構造化の促進

・収蔵されている文化財、展示されている文化財に対する転倒防止等の対策促進

・消防用設備、防犯等設備の設置促進

・文化財の種別に応じた対策促進

○府民や所有者等の防災・防犯意識の向上（ソフト面）

　・研修会等による防災・防犯知識を習得に関する取組

　・文化財防火デーにおける防火訓練の促進

　　　・文化財分野ごとの災害や盗難などのリスクの共有

**第２節　災害発生時の対応について**

**（１）現状**

府内で災害が発生した場合、府・市町村は地域防災計画等に基づき、活動体制の確立、情報収集伝達、消火、救助、救急、医療救護、避難誘導や避難所開設、緊急輸送、二次災害対策、ライフライン確保、被災者生活支援など、非常に多岐にわたる活動を行わなければならない。

上記の諸活動に加え、府民生活や事業活動に不可欠な業務を、可及的速やかに再開・継続させるため、府・市町村では業務継続計画（Business Continuity Plan、以下、「BCP」という。）を定め、これに基づき発災時から行うべき業務を段階ごとに定め、応急対策業務を行うこととしている。

また大規模災害発生時においては、府県域を超えた応援体制により復旧等に対応するため、福井県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県および徳島県並びに関西広域連合により「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」（平成24年10月。以下、「基本協定」という。）が締結されており、カウンターパート方式による応援体制が確立している。

文化財への対応としては、府はBCPに基づき初動体制の確立に続き、所管施設（府立博物館等）利用者の安全確認（発災～3時間）、所管施設の被害状況の把握、二次災害防止対策の実施（発災～24時間）、被災所管施設の応急復旧および府内の文化財の被害状況の把握と対応（発災～2週間）等の業務を段階的に行うことが定められている。

文化財の被害把握については、地域防災計画に基づき、所有者等は市町村を通じて被害状況を府に報告し、府は所有者等に対して市町村を通じて復旧等にかかる指導・助言を行うこととしている。

広域的な対応としては、上記の基本協定に基づき、被災した文化財の復旧に対する初動体制を補完し、被災状況調査、復旧額算定、応急措置等を行うことを目的とした「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン」（平成31年3月。以下、「ガイドライン」という。）が設けられている。

ガイドラインでは、文化財分野ごとに災害対応の考え方が整理されており、各府県においてはこれを踏まえた災害対応マニュアルの整備が求められているところである。

４－42

なおガイドラインに基づく応援、受援の実績は現時点（令和元年７月１日時点）ではないものの、過去には阪神淡路大震災や東日本大震災の復興事業に際し、府は埋蔵文化財調査事業に対して専門職員を派遣した実績がある。

**（２）課題**

**災害発生時の体制整備**

府内の文化財における被害状況の把握については、府は市町村を通じて行い、所有者等に対する指導・助言を行っているが、特に大規模災害の発生時、被災市町村においては、域内の救急対応、インフラ等の被害状況把握、避難所開設、住民の避難誘導等に相当の人員を配備することになる。可能な限り速やかに文化財の被災状況を把握し、文化財レスキュー、応急措置、復旧工事等に対応するため、人材を確保し体制を整備しておくことが求められる。

**対応フローの整備**

　　　災害発生時に、想定される被害に応じて文化財に関する対応の手順や方法等を明確にし、それを関係者間で予め共有しておくことが必要である。

**復旧に関する経費負担**

文化財の復旧等を行うにあたり、所有者等が被災している場合などは経費の負担に対応できないことも想定されるため、負担の軽減についての対策も求められる。

**（３）取組の方向性**

**基本的な考え方**

　　　府内で大規模災害が起こった際には、まずは人命最優先の行動が大前提である。その上で文化財に対する被害を把握し、損壊や散逸など被害の拡大を可能な限り防ぐことが重要である。そのため、府・市町村・所有者等や関係機関を含めた体制を整備して人材を確保し、被災文化財に対する応急的な措置、文化財レスキュー、二次被害防止策などについて、災害発生時の対応フローを整備することが必要である。

　　　また所有者自身が被災している場合等、被害を受けた文化財の復旧等に対しては経費の負担が困難な場合が想定されるため、所有者の経費負担の軽減についても対応が必要である。

　　　上記の対応については、以下のような内容が考えられる。

　　　○体制の整備と役割分担（府内の自治体、所有者等、地域住民、博物館・資料館等、大学・研究機関などの専門機関、学術団体、その他民間団体等、他府県）

○災害対応フロー（短期、中期、長期的）

　　　　・発災時の安全確保：人命最優先の行動。所有者等、見学者等の安全確保、指定避難場所等への適切な誘導等

４－43

　　　　・被災状況の把握・連絡等：被害の有無の確認、被災箇所の写真等による記録作成。

　　　　・二次被害の防止対策（建造物の倒壊等による部材散逸防止等の措置、被災した有形文化財の一時的な保管場所確保と輸送など）

　　　　・復旧等（復旧等費用の算出、復旧計画の策定、予算措置、復旧等の実施、およびこれらに関する法的手続き等）

　○所有者等に対する支援

・国指定等文化財：国庫補助金の獲得に向けた国との調整

・府指定文化財：災害対応の補正予算措置等、予算の範囲内で補助を行っている現状を踏まえた対応。

第１節および第２節に示した防災・防犯および災害発生時における対応に関する取組の方向性を踏まえ、具体的な対応策等を示すためのマニュアルの策定を検討する。

４－44

**第6章　文化財の保存・活用の推進体制**

本大綱の基本方針のもと保存・活用を図るために講ずる措置について、以下に掲げる組織等が相互連携してこれを遂行する。

４－45

|  |
| --- |
| **１．大阪府** |
| 教育庁 | 文化財保護課 | 文化財保護施策 |
| 教育振興室 | 高等学校課 | 高等学校教育施策 |
| 支援教育課 | 支援教育施策 |
| 市町村教育室 | 小中学校課 | 義務教育施策 |
| 地域教育振興課 | 社会教育施策 |
| 政策企画部 | 危機管理室 | 防災企画課 | 地域防災施策 |
| 府民文化部 | 都市魅力創造局 | 企画・観光課 | 観光施策・都市魅力の向上に関する施策 |
| 文化・スポーツ室 | 文化課 | 文化振興施策 |
| 都市整備部 | 都市計画室 | 計画推進課 | 都市計画施策 |
| 住宅まちづくり部 | 建築指導室 | 建築企画課 | 景観施策 |
| (附属機関) | 大阪府文化財保護審議会 | 府における文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議 |
| **２．府関係機関** |
| 大阪府立弥生文化博物館 | 弥生時代の専門的博物館（指定管理） |
| 大阪府立近つ飛鳥博物館 | 古墳時代の専門的博物館（指定管理） |
| 大阪府立近つ飛鳥風土記の丘 | 国史跡一須賀古墳群を保存し、これに触れ・学び・親しむ場として設置された史跡公園（指定管理） |
| 大阪府立狭山池博物館 | 狭山池にかかる土木博物館（直営・大阪狭山市と共同運営） |
| 日本民家集落博物館 | 日本各地の代表的古民家を展示する野外博物館 |
| (公財)大阪府文化財センター | 府内の開発に伴う発掘調査事業・博物館管理運営 |
| **３．府内市町村** |
| 府内市町村文化財保護所管課 |
| 府内市町村関係部局（教育・防災・観光・文化・都市計画・まちづくり・景観等） |
| 市町村立博物館・資料館等 |
| 埋蔵文化財センター |
| **４．大学・研究機関** |
| **５．民間団体等** |
| 所有者等（所有者、管理者、保存団体等） |
| 私立博物館等 |
| その他の団体（文化財保存活用支援団体等） |

４－46

**参考資料１　国指定等文化財・府指定等文化財件数**（令和２年３月12日現在）

**参考資料**

４－47

|  |  |
| --- | --- |
| **国指定等文化財** | **府指定等文化財** |
| **種　類** | **件数** | **種　類** | **件数** |
| **有形文化財** | **国宝** | **建造物** | **5** | **62** | **条　例** | **有形文化財** | **建造物** | **67** | **271** |
| **絵画** | **10** | **絵画** | **18** |
| **彫刻** | **5** | **彫刻** | **70** |
| **工芸品** | **22** | **工芸品** | **43** |
| **書跡・典籍・古文書** | **17** | **書跡・典籍・古文書** | **9** |
| **考古資料** | **3** | **考古資料** | **58** |
| **重要文化財** | **建造物** | **96** | **616** | **歴史資料** | **6** |
| **絵画** | **115** | **無形文化財（保持者）** | **4** |
| **彫刻** | **103** | **民俗文化財** | **有形民俗文化財** | **10** | **42** |
| **工芸品** | **155** | **無形民俗文化財** | **7** |
| **書跡・典籍・古文書** | **115** | **記録選択** | **25** |
| **考古資料** | **30** | **史跡** | **68** | **153** |
| **歴史資料** | **2** | **名勝** | **7** |
| **無形文化財** | **重要無形文化財** | **7** | **13** | **天然記念物** | **78** |
| **記録選択** | **6** | **計** | **470** |
| **民俗文化財** | **重要有形民俗文化財** | **4** | **12** | **規　則** | **重要美術品** | **5** |
| **重要無形民俗文化財** | **2** | **史跡・名勝** | **1** |
| **記録選択** | **6** | **史跡** | **15** |
| **史跡** | **特別史跡** | **2** | **69** | **名勝** | **3** |
| **史跡** | **67** | **計** | **24** |
| **名勝** | **6** | **合　計** | **494** |
| **天然記念物** | **特別天然記念物** | **3** | **17** | １．国指定等文化財とは、文化財保護法に基づき指定、選定又は記録選択されたものをいう。２．国登録文化財とは、文化財保護法の改正(平成8年：建造物、平成16年：建造物以外の有形文化財）で導入された登録制度に基づき登録された文化財をいう。３．府指定等文化財中、条例とは、大阪府文化財保護条例に基づき指定又は記録選択されたものを、規則とは、大阪府古文化紀念物等顕彰規則に基づき指定されたものをいう。 |
| **天然記念物** | **14** |
| **重要文化的景観** | **1** |
| **重要伝統的建造物群** | **1** |
| **選定保存** | **2** |
| **合　計** | **799** |
| **国登録文化財** |
| **種　別** | **件数** |
| **建造物** | **747** |
| **美術工芸（考古）** | **1** |
| **記念物** | **4** |
| **合　計** | **752** |

**参考資料２　市町村指定等文化財件数**（令和元年5月1日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 有形文化財 | 無形文化財 | 民俗文化財 | 記念物 | 文化的景観 | 伝統的建造物群保存地区 | 保存技術 | 合　計 | 備考 |
| 建造物 | 美術工芸品 | 芸能 | 工芸技術 | その他 | 有形 | 無形 | 史跡（遺跡） | 名勝（名勝地） | 天然記念物（動物、植物、地質鉱物） |
| 件数 | 棟数 |
| 指定・選定 | 119 | 201 | 764 | 1 | 1 | 0 | 83 | 52 | 91 | 11 | 32 | 0 | 0 | 4 | 1158 | 史跡名勝1件 |
| 登録 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 　 |
| その他 | 5 | 5 | 4 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1 | 244 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 258 | 　 |
| 合計 | 124 | 206 | 769 | 1 | 2 | 0 | 87 | 57 | 335 | 11 | 32 | 0 | 0 | 4 | 1422 | 　 |

４－48

**参考資料３　文化庁または大阪府による主な文化財調査**

４－49

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **分野** | **調査名** | **実施期間（年度）** | **報告書名（刊行年）** | **内容** | **備考** |
| 分野横断 | 有形文化財・無形文化財等総合調査 | S63～H7 | 有形文化財・無形文化財等総合調査報告書（H1～H8） | 府内を8地域に分け、文化財分野別に網羅的に調査。各文化財分野における個別テーマを報告。 | 　 |
| 建造物 | 大阪府の民家 | S35～S42 | 大阪府の民家Ⅰ～Ⅲ（S35～S42） | 府内における古民家の悉皆調査 | 　 |
| 近世社寺建築緊急調査 | S61～S62 | 大阪府の近世社寺建築（S62） | 府内における近世の社寺建築についての悉皆調査 | 国庫補助事業 |
| 近代和風建築総合調査 | H10～H11 | 大阪府の近代和風建築　大阪府近代和風建築総合調査報告書（H12） | 府内における近代和風建築の悉皆調査 | 国庫補助事業 |
| 近代化遺産総合調査 | H16～H18 | 大阪府の近代化遺産　大阪府近代化遺産(建造物等)総合調査報告書（H19） | 府内における近代化遺産（建築物、土木）の悉皆調査 | 国庫補助事業 |
| 民俗文化財 | 大阪府内民俗調査 | S33～S35 | 大阪府の民俗１（S38） | 大阪市内における民俗事例６例の報告 | 近畿民俗学会に委嘱 |
| 大阪府の民俗２（S39） | 大阪市以外における民俗事例９件の報告 | 　 |
| 大阪府民俗芸能調査 | 　 | 大阪府民俗芸能調査報告書（S33年度） | 　 | 　 |
| 大阪府の盆行事 | S62 | 無形の民俗文化財　第41集盆行事Ⅲ　京都府・大阪府（H10・文化庁文化財保護部） | 国による府内の盆行事についての記録作成 | 文化庁から調査会への依頼 |
| 大阪府民謡緊急調査 | S62～S63 | 大阪府の民謡ー民謡緊急調査報告書ー（H1・H20（再版）） | 府内の民謡の総合調査。1800を超える民謡リストとそのうち400以上の事例について詳細を調査 | 国庫補助事業 |
| 大阪府の盆踊り | H16 | 大阪府の盆踊り（H17）（『泉州地域の盆踊り』に再録） | 府内の盆踊り990か所のリスト | 文化庁研究委嘱事業 |
| 大阪府の年迎え行事調査 | H17 | 「大阪府の年迎え行事」－網かけと予祝儀礼－ | 府内の年迎え行事（網打ち・注連縄かけ行事、左義長・どんど行事等）のうち48事例を調査 | 文化庁研究委嘱事業 |
| 大阪府の御田植祭調査 | H18 | 大阪府の御田植祭（H19） | 府内に３か所のみとなっている御田植祭の実態調査および過去の調査資料の再整理 | 文化庁研究委嘱事業 |
| 大阪府の民俗芸能緊急調査 | H18～H20 | 大阪府の民俗芸能　大阪府民俗芸能緊急調査報告書（H21） | 大阪府における民俗芸能の悉皆調査リスト。リストのうち特に記録作成の必要のあるものについて詳細調査 | 国庫補助事業 |
| **種類** | **調査名** | **実施期間（年度）** | **報告書名（刊行年）** | **内容** | **備考** |
| 民俗文化財 | 大阪府の御供物行事調査 | H19 | 大阪府の御供物行事（H20） | 府内の御供物行事のリスト化とそのうち特徴的な7事例についての詳細調査 | 文化庁研究委嘱事業 |
| 大阪府の宮座調査 | H20 | 大阪府の宮座（H21） | 府内の宮座を集成し、現在も行事を行っている3事例について現地調査を実施 | 文化庁研究委嘱事業 |
| 記念物・文化的景観 | 農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究 | H12～15 | 日本の文化的景観　農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告書（H17） | 文化的景観の概念や保護の在り方の整理、一次産業に関連する文化的景観の所在調査 | 文化庁調査の府内取りまとめ |
| 採掘・製造，流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究 | H17～19 | 都市の文化と景観（H22） | 都市や鉱工業に関連する文化的景観の所在調査を行い、評価・保存・活用の手法について検討 | 文化庁調査の府内取りまとめ |
| 近代の庭園・公園等に関する調査 | H21～23 | 近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書（H24） | 近代の庭園・公園等の人文的な名勝地を対象とし、全国的な所在調査を実施し一覧表にまとめ、評価基準の作成及び重要事例の選定を行い、評価及び保護の手法について検討 | 文化庁調査の府内取りまとめ |
| 名勝に関する総合調査―全国的な調査（所在調査） | H23～24 | 名勝に関する総合調査ー全国的な調査（所在調査）の結果ー（H25） | 全国各地の未指定・未登録の名勝地について、所在及び概要の把握を悉皆的に行い、今後保護の取組を進めるべき名勝地や評価・保護の手法などについて検討 | 文化庁調査の府内取りまとめ |
| 歴史の道調査 | S61 | 熊野・紀州街道　歴史の道調査報告書第１集（S62） | 旧和泉国における街道と関連文化財（建造物、美術工芸品等）の調査 | 国庫補助事業 |
| S62 | 高野街道　歴史の道調査報告書第２集（S63） | 旧河内国を主とする街道と関連文化財（建造物等）の調査 | 国庫補助事業 |
| S62 | 長尾街道・竹内街道　歴史の道調査報告書第３集（S63） | 旧河内国南部における街道と関連文化財（建造物等）の調査 | 国庫補助事業 |
| S63 | 奈良街道　歴史の道調査報告書第４集（H1） | 旧河内国中北部における街道と関連文化財（建造物、美術工芸品等）の調査 | 国庫補助事業 |
| S63 | 京街道　歴史の道調査報告書第５集（H1） | 旧河内国中北部における街道と関連文化財（建造物、美術工芸品等）の調査 | 国庫補助事業 |
| H１ | 西国・丹波街道　歴史の道調査報告書第６集（H2） | 旧摂津国内における街道と関連文化財（建造物、美術工芸品等）の調査 | 国庫補助事業 |
| H２４－50 | 宗教の路・舟の路　歴史の道調査報告書第７集（H3） | 府内における修験道等の宗教に関する道、川舟の通路等に関する調査、およびそれに関する美術工芸品等の調査 | 国庫補助事業 |
| **種類** | **調査名** | **実施期間（年度）** | **報告書名（刊行年）** | **内容** | **備考** |
| 記念物・文化的景観 | 近代遺跡の調査 | H８～H10(府による所在調査) | 近代遺跡調査報告書（鉱山、H14） | 文化庁によりH８年度より実施された近代遺跡の全国調査。全国の主要な近代遺跡における、歴史的な価値や保存の状況の調査。近代の遺跡を指定する際の基礎データ。 | 文化庁調査の府内取りまとめ |
| 近代遺跡調査報告書（政治（官公庁等）、H26） |
| 近代遺跡調査報告書（軽工業：第1分冊（H26）・第2分冊（H27）） |
| 近代遺跡調査報告書（重工業、H28） |
| 近代遺跡調査報告書（エネルギー産業（H28）） |
| 近代遺跡調査報告書（交通・運輸。通信業：第１分冊（H30）・第2分冊（H31）） |
| 埋蔵文化財 | 南河内における中世城館調査 | H18～H19 | 南河内における中世城館の調査（H20） | 南河内地域における中世城館に関する既存資料等の集成調査 | 　 |
| 北中河内における中世城館調査 | H27～H28 | 北・中河内における中世城館の調査（H29） | 北・中河内における中世城館に関する既存資料等の集成調査 | 国庫補助事業 |

４－51

**参考資料４　活用の類型**

（個々の文化財の活用）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 類型 | 例 | 分類 |
| 1 | 展示・公開 | ・博物館での展示・公開・建造物（修理含む）の公開 | 従来型 |
| 2 | 体験・体感・ワークショップ | ・伝統技術・伝統文化の体験・発掘体験 | 従来型 |
| 3 | 講座・講演会・出版 | ・講演会・連続講座・シンポジウム、図書の出版 | 従来型 |
| 4 | 先端技術を活かした魅力発信 | ・AR、VR、３D測量データ・３Dプリンターによる複製・ドローン撮影データ | 先進型 |
| 5 | 新たな意義と機能の付与 | ・宿泊施設・飲食店 | 先進型 |
| 6 | 異なる種類の文化財のコラボレーションやイベント等（ユニークベニュー） | ・史跡や文化財建造物での伝統芸能の上演・プロジェクションマッピング・文化財建造物での演劇・コンサート・文化財でのアートイベント | 先進型 |

（面的な文化財の活用）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 主な事例（場所） | 対象文化財 | 実施時期 | 実施者 | プログラム |
| 7 | 生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪（大阪市他） | 近代建造物が中心（セレクションを受けたもの中心で、指定・登録・未指定問わない） | 毎年秋週末2日間 | 生きた建築ミュージアムフェスティバル大阪実行委員会 | 内部公開ガイドツアートークセッションワークショップ等 |
| 8 | ぐるっとまちじゅう博物館（河内長野市） | 市内の文化財（指定・登録が中心） | 毎年秋の数日 | 市教委文化財課 | 公開、講演会ワークショップ等 |

４－52

本大綱の策定にあたっては、大阪府文化財保護審議会に大阪府文化財保存活用大綱部会（下表）を設け、意見聴取を行った。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 職　　名 | 専　　門 |
| 伊藤　廣之 | 甲南大学非常勤講師 | 民　　俗 |
| ○岩﨑　奈緒子 | 京都大学総合博物館教授 | 古文書・歴史資料 |
| 塩出　貴美子 | 奈良大学名誉教授 | 絵画・彫刻 |
| 西村　幸夫 | 神戸芸術工科大学教授 | 景　　観 |
| 菱田　哲郎 | 京都府立大学教授 | 考　　古 |

（敬称略、五十音順、職名は令和元年５月１日時点、○は部会長）

　また、より幅広い見地から意見を聴取するため、下表の学識経験者からもヒアリングを行った。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 職　　名 | 専　　門 |
| 佐藤　友美子 | 追手門学院大学地域創造学部教授 | 地域文化論・生活文化論 |
| 高橋　一夫 | 近畿大学経営学部教授 | 観光学 |
| 橋爪　紳也 | 大阪府特別顧問・大阪市特別顧問大阪府立大学研究推進機構教授大阪府立大学観光産業戦略研究所長 | 建築史・都市文化論 |

（敬称略、五十音順、職名はヒアリング時点）

４－53

４－54

**大阪府教育庁　文化財保護課**

〒559－8555　大阪市住之江区南港北１丁目14-16大阪府咲洲庁舎29階

TEL 06(6941)0351（代表）/ファクシミリ 06(6210)9903

ホームページ　http://www.pref.osaka.lg.jp/bunkazaihogo/

1. ）『文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針』（平成31年3月4日付） [↑](#footnote-ref-1)
2. ）大阪府政策企画部企画室計画課『大阪府の将来推計人口について』（2018年8月　http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku\_keikaku/tihousousei\_torikumi/index.html）。 [↑](#footnote-ref-2)
3. ）万博のインパクトを活かした大阪の将来に向けたビジョン有識者ワーキンググループ　第4回ワーキンググループ資料５（2019年10月29日　http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/36354/00328812/4\_shiryou5.pdf）。 [↑](#footnote-ref-3)
4. ）令和元年３月12日時点で1,551件、登録文化財を含む。 [↑](#footnote-ref-4)
5. ）令和元年３月12日時点。他に大阪府古文化紀念物等保存顕彰規則による指定は24件。 [↑](#footnote-ref-5)
6. ）令和元年5月1日時点で1,422件。 [↑](#footnote-ref-6)
7. ）「1400年に渡る悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路（大道）～」（大阪府ほか）、「旅引付と二枚の絵図が伝えるまち －中世日根荘の風景－」（泉佐野市）、「中世に出逢えるまち ～千年にわたり護られてきた中世文化遺産の宝庫～」（河内長野市） [↑](#footnote-ref-7)
8. ）歴史的建造物・神社仏閣・城跡・美術館・博物館などの独特な雰囲気を持つ会場で、会議・レセプション・イベント等を実施することにより、特別感や地域特性を演出することを目的として、本来の用途とは異なるニーズに応えて特別に貸し出される会場のこと（文化庁　地域文化創生本部『文化財を活用したユニークベニューハンドブック』（2019年3月））。 [↑](#footnote-ref-8)
9. ）地域住民が主体となって運営されているイベントとして、例えば国史跡今城塚古墳（高槻市）を会場として毎年開催されている「come come\*はにコット」は、一般の人に古墳をより身近に感じてもらえる活動として近年注目されている。 [↑](#footnote-ref-9)
10. ）令和元年5月1日時点。 [↑](#footnote-ref-10)
11. ）資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網。（『世界遺産条約履行のための作業指針』（文化遺産オンライン：https://bunka.nii.ac.jp/special\_content/hlink13）。 [↑](#footnote-ref-11)
12. ）大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課『歴史的建築物の活用に向けた建築基準法第3条第１項第３号の適用に係る手続きマニュアル』（2019年3月） [↑](#footnote-ref-12)
13. ） 地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたもの。 [↑](#footnote-ref-13)
14. ） 文化財が特定の地区に集中する場合に、その周辺環境を含め当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域。 [↑](#footnote-ref-14)